

平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月14日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年3月14日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 平成25年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 平成25年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成25年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第11号 平成25年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第12号 平成25年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第13号 平成25年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第14号 平成25年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第15号 平成25年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第16号 平成24年度可児市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第17号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 平成24年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第26号 可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

5. 出席委員 (19名)

委員 長	川 合 敏 己	副 委 員 長	伊 藤 壽
委 員	可 児 慶 志	委 員	亀 谷 光
委 員	富 田 牧 子	委 員	伊 藤 健 二
委 員	小 川 富 貴	委 員	中 村 悟
委 員	山 根 一 男	委 員	野 呂 和 久
委 員	天 羽 良 明	委 員	澤 野 伸
委 員	山 田 喜 弘	委 員	川 上 文 浩
委 員	佐 伯 哲 也	委 員	伊 藤 英 生
委 員	山 口 正 博	委 員	板 津 博 之
委 員	出 口 忠 雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市 民 部 長	片 桐 厚 司	建 設 部 長	山 本 富 義
水 道 部 長	篠 田 幸 治	地 域 振 興 課 長	坪 内 豊
人 づ くり 文 化 課 長	纈 纈 新 吾	市 民 課 長	高 井 広 吉
人 づ くり 文 化 課 主 幹	小 栗 正 好	環 境 課 長	高 野 志 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	西 田 清 美	図 書 館 長	長 瀬 治 義
国 体 推 進 室 長	村 瀬 雅 也	都 市 計 画 課 長	杉 山 修
土 木 課 長	丹 羽 克 爾	都 市 整 備 課 長	奥 村 建 示
用 地 課 長	樋 口 孝 男	建 築 指 導 課 長	三 好 英 隆
上 下 水 道 料 金 課 長	可 児 芳 男	水 道 課 長	田 中 正 規
下 水 道 課 長	村 瀬 良 造		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 橋 勇 司	議 会 事 務 局 長	松 倉 良 典
議 会 事 務 局 記 書	柴 田 正 志	議 会 事 務 局 記 書	村 田 陽 子

開会 午前9時00分

委員長（川合敏己君） それでは、出席委員も定数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開催いたします。

本日は傍聴はございません。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち議案第1号、議案第6号から議案第9号、議案第15号の平成25年度各会計予算、議案第16号、議案第19号から議案第22号までの平成24年度各補正予算について、建設市民委員会所管分に対する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。

また、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、お手元に配付した事前質疑に沿って1問ずつ行います。重複する質問につきましても、それぞれに説明いただきます。また、関連質問はその都度認めます。その他の質疑については、事前質疑終了後に改めて発言をいただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、板津委員より1問ずつ質疑をいただきますが、今回の一覧の板津委員の質問と一緒に、ナンバー21、川上委員の質問も一緒に一つのくくりとして質疑を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、1番から板津委員、よろしくをお願いいたします。

委員（板津博之君） 皆さん、おはようございます。

最初の質問でございますが、資料ナンバー5番の3ページをごらんください。

一番下の交通安全施設整備事業でございますが、通学路安全対策工事費が2,200万円で、工事箇所が24カ所という御説明でございましたが、明細を示してください。これについては一覧表での提出を求めますということで、今議会の川上委員の一般質問でもありましたが、通学路の安全対策については、大変今、議会でも話題に上がっておりますので、それを捉えてこういう形で質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員（川上文浩君） 私のほうは、補正と平成25年度予算と一緒になったような内容ですので、ここでちょっと質問させていただきます。

3月補正と合算し2,700万円の予算で24カ所の対策を講じるとのことだが、残り59カ所への対応はどのようになされる予定なのかについてお聞きしたいと思います。

土木課長（丹羽克爾君） まず板津委員の御質問にお答えいたします。

お手元に可児市内通学路対策箇所一覧表、A4の1枚の紙でございますけれども、こちらがございますが、これが24カ所でございます。このうち2カ所については中・長期的な対応を想定しておりますので、平成25年度に全てできるというものではございません。

また、一覧表の内容、箇所数ですとか、対策内容につきましては、今後関係機関、関係者との協議に基づき変更することがございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

す。

続きまして、川上委員の御質問でございます。

学校から報告のございました83カ所のうち、内訳でございますが、国道に関するものが3件、それから県道に関するものが23件ございますので、国・県道以外に関する報告は57件でございます。国・県道以外の57件のうち、警察や個人の対応となる箇所が4件ございます。

また、市として実施可能な対策が済んでいると判断したものが10件、応急的、中・長期的な対応も含めて対策を予定している箇所が25件、それから残りでございますが、こちらにつきましては、対策が未定、困難といった箇所が18件ございます。大半は用地買収ですとか、踏切等の改良が必要となるため、引き続きソフト面・ハード面、両面から関係者とともに対応策を検討いたしまして、実施可能な箇所から順次実施していきたいというふうに考えております。

また、交通マナーに起因する案件もございますので、警察等との協議も行ってまいります。

今回の調査で漏れた箇所もあると思われまますので、教育委員会と協議の上、平成25年度も継続してこういった調査を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。委員（板津博之君） 済みません。ちょっと説明を聞き逃したかもしれません。この一覧表のうち2カ所がまだできないというような……。

土木課長（丹羽克爾君） 一覧表で申しますと、旭小学校の27号線、裏面の真ん中でございますが、それと桜ヶ丘小学校の27号線、こういったものにつきましては、中・長期的な対応になるというふうに考えております。以上でございます。

委員（川上文浩君） 補正予算の場で言うことではないんで、また21番目のところまで来たら、平成25年度予算で再質問という形をとらせてもらいたいと思います。平成25年度予算にかかわることの内容になるので、ちょっと補正の場ではまずいでしょ。

委員長（川合敏己君） 今の委員からの質問に、とりあえず今補正の部分で質疑をしておりますので、新年度予算に関しましては、また21番が来ましたら、そこで改めて執行部のほうから答弁をいただくような形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員（川上文浩君） 逆でもどっちでもいいですけども、要は補正予算の2,200万円のうちの事業がどれで、この24カ所一緒だと言いましたね、2,700万円。だから、新年度予算で見ている事業はどれかということだけちょっと教えておいてもらえますか、今。

土木課長（丹羽克爾君） 申しわけございません。今のところそんな箇所づけといいですか、具体の対応というのは、まだ私どもでも想定しておりません。

委員（川上文浩君） そうすると、今回の3月補正の2,200万円と新年度予算の500万円を合わせて2,700万円だけど、その箇所づけはなくて、今のところグロスで見ちゃっているということなんですね。

土木課長（丹羽克爾君） そのとおりでございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質問ございますでしょうか。

委員（板津博之君） 済みません。もう1点だけですが、今渡南小学校の市道5115号線の対

策内容の部分が、路肩部カラー舗装による歩行者空間の確保を検討しますと。この中では一番具体的に書いてあるわけですが、これは一番早期にやられるような計画でしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） こちらにつきましては、対応策としてほぼこういった想定がなされておりますので、できるだけ早く、早期に実施したいというふうに考えております。

委員（澤野 伸君） 積算根拠のところだと思んですけども、路面標示による速度抑制策を検討しますとありますが、路面標示でこの程度かかるというような金額で出されているのでしょうか、補正ですけど。

土木課長（丹羽克爾君） この中で、旭小学校の市道44号線というのがございますけれども、こちらはハード面の対策でございます。今、一部幅員が狭いところでございますけれども、路側の河川の路肩も崩れておりますので、これは自治会要望でも出てきておるものでございますけれども、そういったものもあわせて、既存の公共用地の中で歩道といいますか、道路幅員を確保できるということがございますので、これが比較的額としては大きいものでございます。あと、カラー舗装も比較的金金は高いものでございますけれども、全体としてその程度の費用はかかると。

もう少し、今のこの24カ所以外でも、先ほどのまだ決まっていないものも含めて実施できるものについては、予算の中で可能な限り対応していきたいというふうに考えておりますので、この24カ所全てで2,700万円ということでもないというふうに御理解いただきたい思います。

委員（小川富貴君） おはようございます。よろしく申し上げます。

これらのどれを補正でというのがまだはっきりしていないということですが、事業の優先順位のつけ方、考え方を示してください。

土木課長（丹羽克爾君） こちらの資料には表示はしておりませんが、私どもはこちらの箇所について、通学児童の人数等も把握しております。また、それだけではなくて、危険度も含めて、現地踏査の上で私どもとして判断したもので優先といいますか、順番をつけていきたいというふうには考えておりますけれども、今回のこの部分については、できる範囲で、その地域の御理解とかそういうものがあれば全てやっていきたいというふうに考えております。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、交通安全施設整備事業補正予算分を終了いたします。

引き続きまして、2番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） よろしく申し上げます。

同じく議案資料5番の4ページ、都市整備課、可児駅前線街路事業です。

お聞きしたい点は、土地購入不成立の理由と、そのことよっての今後の影響について、お尋ねをさせていただきます。

これは、本予算の中の私の質問の26番とも関連するところでございますけど、26番は26番でまた改めてお聞きいたしますので、これは24年度補正についての答弁をお願いします。

用地課長（樋口孝男君） 用地交渉につきましては、用地課のほうを担当しておりますので、用地課長の樋口から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度、家屋移転補償契約を締結された方につきましては3名ございます。この方につきましては、移転先の造成ももう完了いたしましたので、逐次家を建てられた方から移転をしていただくということになっております。

あともう一方、移転補償の方がございますが、この方につきましては、先ほど言いました3名のうちの1人の方の残地も利用して移転先を確保してございますので、その方が移転をした後、更地になった後に宅地造成をして、そこへ移転をしていただくという方が1名ございますので、その方につきましては、平成25年度に契約をさせていただいて、平成26年度中ぐらいになろうかと思いますが、移転を完了させていただく予定をしております。

あと、土地だけの方がまだ数名ございます。この方につきましては、バブルの時代のこともありまして、土地単価がどうしても折り合いが付きませんでしたので、どうしても単価が安いので売らないという方が数名ございましたので、この方につきましては、交渉が今のところ不成立でございます。

もう一方、店舗の方がございますが、この方につきましては、店舗の駐車場がかなり削減されるということで、なかなか御理解がいただけませんでしたので、今年度につきましては交渉はできませんでした。

また、今後の影響につきましては、当然土地購入がおくれれば、その分だけ事業完了年度がおくれていくということで、その辺が懸念されることだと思っております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 今後の影響はあるということでのお話であろうかと思えます。私がお聞きしたのは、金額で土地購入費1億300万円ほどが上がっているのは、今御説明いただいた土地だけの方の影響、何人分に当たるのかなあというふうにお聞きしたんですけれども、ここの坪単価というのはどのくらいに設定されたのがうまくいなくて、どのくらいの検討を持って平成25年度に臨まれるんでしょうか。

用地課長（樋口孝男君） その補正減した数字につきましては、1件残っています建物補償の方の補償費も入ってございます。

あと、土地代金につきましては、ちょっと正式な数字は忘れたんですが、たしか坪20万円ちょっとだと思ったんですが、バブルの時代は、あのあたりは四、五十万という数字がついてございまして、そのころに先行取得した方もございまして、それからもう十数年たっておりますので、当然そのころの単価とはとても折り合いがつく予定ではございませんので、うちとしては、とりあえず不動産鑑定士に鑑定をとりまして、その鑑定価格が出ておりますので、補助事業で対処する場合につきましては、当然鑑定価格でしか買うことができませんので、当時幾ら幾らで売れたんで、こんだけ欲しいということを幾ら言われましてもどうすること

もできませんので、その辺は御理解をしていただくしか方法がないかと思っております。

委員（山口正博君） 今の土地の買収の件で、先行取得をしてみえて、高いから、今安くなったんで売らないよという話なんですけど、いろんな市の工事で、土地開発公社が取得して、それを補償していますよね。そういう考え方からしたら、できないものなんですか。

用地課長（樋口孝男君） 基本的には、土地開発公社が先行取得して市が買い戻す場合も、全て補助事業でやる場合はまた鑑定をとります。ですから、土地開発公社から買い戻すときには、また土地開発公社とのお話になってくると思うんですけど、あくまで適正価格でしか市は買えないという考え方で、補助事業につきましてはということですけど、という考え方で買収はさせていただいております。

委員（山口正博君） もう1点、別の件ですが、駐車場を借地してみえる方が、要するに店舗の関係で、それを買収されると後で店舗営業に支障を来すということなんですけど、地主が別に見えて、当然賃貸借契約を結んでおられると思うんです。通常、公共用地等の買収があったときは、無条件というか、解約をしてそれに協力をするというような項目を入れることが多いんですけども、その契約書というのは確認されましたか。

用地課長（樋口孝男君） まだそれを見せていただくまでにも至っておりません。

実は、まず事業自体に反対をされておる、その方については。ですので、補償調査すらまだ今のところ了解いただいております。以上です。

委員（山口正博君） 反対してみえるのは、借りてみえる人なのか地主なのか、どちらでしょうか。

用地課長（樋口孝男君） 借りてみえる方です。

委員（伊藤健二君） 先ほどの説明で、事業の完了が後ろへずれるだけだという説明がありましたが、その場合に、つまり地主が売ってくれないということが一定年限続いていった場合に、この駅前線街路事業の路線としての通行に、決定的な影響の出るポジションですか。それとも、格好は悪いけどそこだけが欠落した状態で、街路の一部を使って通行はできるような、そういう状況の土地でしょうか。その点だけ。

用地課長（樋口孝男君） 大体皆さん、御存じだと思いますけど、県道交差点の部分で貸し店舗がございますので、そこが買えない限り、県道へは取りつけができないということがございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、3番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じく議案資料5番の、9ページになります。

下水道課、下水道施設費です。負担金が記されています。770万円ですが、この支出根拠と補正計上の合理性を説明してください。

下水道課長（村瀬良造君） ただいまの御質問なんですけど、木曾川右岸流域浄水事業負担金というものでございまして、これにつきましては、流域下水道の管渠、ポンプ場、処理場その他の関連施設を建設する場合に係る費用の一部を、受益市町が負担するというものであります。それが、平成24年度の当初予算ではこの負担金1億900万円ほどでしたが、国の補正

を受けまして、岐阜県は急速ろ過池の耐震化工事、電気設備やポンプの長寿命化対策、そして汚水処理場の増設工事を施行することになりました。そのために、負担金が増額をしたために、今回770万円増額補正をさせていただいております。

これらに要する県の追加事業費なんですが、全体で6億2,300万円ほどございまして、これに対する受益市町の負担金総額は1億500万円、そのうち可児市は24.827%を負担するというようになっております。以上です。

委員（小川富貴君） この県の事業をやるに当たって、市というのは県に対してどの程度の意見が言えるんでしょうか。例えば増設が本当に必要なのかどうなのかというような検討に、市は口を挟めますか。

下水道課長（村瀬良造君） 全体計画的なものの説明は受けておりますし、毎年毎年、ことは何をやるかというようなお話は受けております。今回も、平成24年度当初にもいろいろ今後の計画のお話を受けておりますが、あくまでも県の進め方といたしましては、全体計画がございまして、それに沿って、今ですと平成27年度までに行う事業認可区間というのがございまして、それに沿って県のほうは汚水量に見合うような形で施設を整備しているということで理解をしております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、4番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3の34ページでございます。

地域振興課のほうでお願いをいたします。市民相談事業でございますが、無料法律相談弁護士謝礼140万円の内訳、弁護士1人当たりの相談時間数などは、どのようになっていますか。また、何人の弁護士が相談業務に携わっていますか。弁護士に対してどの程度、例えば相談事項について、一般論で終わるのか、その相談内容に応じて、解決策まで対応するのかしないのか。どのように相談に応じるように弁護士に依頼していますか。お尋ねいたします。

地域振興課長（坪内 豊君） 無料法律相談弁護士謝礼140万円の内訳ですけれども、新年度は年40回の開催を予定し、1回につき3万5,000円の謝礼で積算をしております。

1回当たりの相談件数は、多いときも少ないときもありますが、平成23年度平均では約11件でございます。

1回当たりの相談時間は、これも相談内容により異なりますけれども、13時から始まり、おおよそ2時間半程度、多いときで3時間ほど相談対応をしております。2人の弁護士が交代で相談に応じております。

弁護士の相談に対する対応、どの程度ということになりますけれども、これも相談内容により異なりますので一概には言えませんけれども、基本的には相談に見える方の混乱している事柄、こういったことを整理しまして助言をしたりするなど、相談の入り口の部分、これを担ってもらっております。以上です。

委員（山口正博君） 法律相談を受けられた方に生の声を聞いたんですけれども、一般論で、結局は弁護士に相談、きちっと頼んでくださいよというふうに言われるんですけど、そのような苦情というところちょっと言葉が悪いかもしれませんが、意見は出ていないでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） そういった意見がどういったものかによるんですけども、法律上のお話ということになりますので、捉え方によっては多少冷たいというふうに捉えられる方も見えるようです。ただ、これは自分の求めている答えと違ったような場合、異なるような回答が来ますと悪い印象を持つというようなことというのでも考えられますし、曖昧な表現ではかえって誤解を招くというようなものでございますので、こういった場合、かえって相談者に不利益となるということもありますので、そういった印象で出てくることもあるかというふうに捉えております。以上です。

委員（山口正博君） 通常、弁護士に相談をしますと、30分5,000円という、このあたりの相場が決まっております。今3時間で11件ということになりますと、約18分ぐらいで、聞くことがきちっとわかっている、30分ではなかなかうまく聞けないというのが現実だと私は思います。この3時間で11件というのは多過ぎるし、せっかくやるのであれば、もう少し30分ぐらいの時間をとって、きちっと無料相談に来た人に有効にそれを活用してもらおうようなことを考えられるお考えはありませんか。

地域振興課長（坪内 豊君） この相談ですけれども、11件というお話をさせていただきましたが、現在でも大変多くの皆さんに御利用していただいている中なんですけれども、この一人一人の方に回答まで、最後までということになってまいりますと、これで弁護士の数をふやすなりとか、相談日数をふやすなりとか、そういった対応が必要になってくるということなんですけれども、相談の入り口の部分をまず担っていただくというのがこの事業の趣旨というふうに考えておりますので、そういった意味では、現在のやり方がたくさんの人に使っていただけるような法律相談としてはふさわしいというふうに考えておりますので、現行でいきたいというふうに思っております。以上です。

委員（山口正博君） ちょっと私の質問が悪かったかもしれませんが、その予算をふやしてももう少し、先ほど言ったような意見を聞いていますので、予算をふやして回数をふやすということをお考えじゃないですかという質問をしたんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 済みません。私の答え方も悪かったのかと思いますけれども、平成25年度予算につきましては、今のような形でいきたいというふうに思っておりますし、市民の皆さんの声をまたよくお聞きしまして、こういった方法がいいとか、そういったことにつきましては今後の課題にしたいなあというふうに思っております。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、5番目の質疑に移ります。4名の方から出ております。

委員（川上文浩君） 地域振興課、地域通貨事業です。この事業に関しましては、新規事業ということで、目的、効果、イメージ、そして概要ということで、事業内容の大枠は理解できましたが、平成26年度からの実施を目指すということなので、平成25年度の進め方、事業スキームの説明を求めます。

委員（小川富貴君） 同じところですが、質疑内容だけ申し上げます。

地域通貨発行基準、発行数、運用規定等の説明を求めます。

委員（伊藤健二君） 同じく、かつての地域振興券、プレミアつき商品券か、可児市金券か、

可児市域ポイント券か、イメージをわかりやすく説明をしてください。

委員（山口正博君） 地域通貨取扱業務委託料について、委託先の業種及び委託内容について、具体的に御説明ください。

地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

まず、平成26年度実施に向けての平成25年度の事業スキームのほうの説明をさせていただきます。

大まかには、平成24年度作成しました素案をもとにしまして、平成25年度前半で制度の細部にわたるまでの設計を行いまして、後半で関係機関や商工事業者の皆さんに説明をしまして、事業への協力店を募っていくと、そういったスケジュールで進めたいというふうに考えております。

まず制度設計につきましては、先日第1回目を開催したところですが、地域通貨検討会議というプロジェクトチームにより進めていきたいというふうに思っております。

検討会議は庁内だけでなく、地域の商工業者の皆様の意見を広く聴取するため、商工会議所、そして地域福祉の面から検討するため、社会福祉協議会にも委員に入っておりますが、ここでは次の3つのテーマについて、第1に基本となる制度の設計、第2に地域経済活性化施策として、第3に地域コミュニティ活性化施策として、この3つ、これらのテーマに分けて仕組みを検討するため、それぞれの部会に分け、検討していきます。

基本となる制度の設計では、財務、法令上の課題や交付対象事業の検討などを行います。地域活性化施策としては、経済効果創出への課題や協力店開拓への課題などについて検討してまいります。地域コミュニティ活性化に対しましては、有償ボランティアの考え方を整理した上で、ポイント制度などの創設を検討してまいります。

平成25年度の前半をこの検討に当て、その後関係機関や地域通貨交付の対象となる方々などに説明した後、この事業に協力していただける協力店を募集していくということでございます。

予算計上しました地域通貨の印刷、それと協力店の開拓をするに当たり必要となる見込みの取扱業務委託料につきましては、年度の後半での執行を考えております。

続きまして、地域通貨発行基準、発行数、運用規定等について、説明をさせていただきます。

この地域通貨は、地域経済と地域コミュニティの活性化を同時に狙っております。地域経済活性化の側面からは、市内のお金は市内で使っていただくということのため、現在、円で交付しております報償費や補助金などの一部を地域通貨に変えて交付をします。例えば資源回収奨励金や住宅リフォーム助成金などでイメージをしていただくとわかりやすいかというふうに思います。報償費や補助金など、どの経費を対象にし、そのうち何割を地域通貨にかえるか、これらにつきましては、平成25年度におきましてプロジェクトチームである地域通貨検討会議で検討するとともに、相手がある話ですので、交付先の意見を十分に聞いた上で決めていきたいというふうに考えております。したがって、この側面からは、発行基

準としては報償費や補助金などの市が支出している経費のうち、地域通貨にかえることがなじむものということになり、発行数はモデル事業の期間の中でふやしていき、最終的には年3億円ほどの発行を目指したいというふうに考えております。

次に、地域コミュニティ活性化の側面からですけれども、ボランティアの活動などに対してこの通貨をどのように活用できるかを、平成25年度、これも検討会議の中で検討していく予定です。この中で、まずは有償ボランティアに対する考え方を整理する必要があるというふうに考えております。次に、ボランティア活動に対するポイント制度等の導入についても検討する必要があるというふうに考えております。また、これらを検討するに当たりましては、社会福祉協議会、こちらとも連携は不可欠であるというふうに考えております。平成25年度でこれらを検討する中で、この側面からの発行基準、それから発行数、運用規定につきましては、こういった中で決まっていくことになるというふうに考えております。

次に、かつての地域振興券、プレミアムつき商品券、可児市金券、市域ポイント券か、イメージをとということについてお答えします。

平成24年度、地域通貨につきまして研究をしてまいりました。よく言われる地域通貨は、約10年ほど前に流行しまして、商店街やNPOで実施されたものが多いです。そして、日本円との交換をせず、循環を原則としたものが多いという現状があります。しかし、この原則をもとに考えますと、制度が複雑になったり、協力する店舗が少なかったり、流通する地域通貨の量が少なかったり、参加者が少なかったりと、こういった課題が多くて、これが克服できなかったために定着をしなかったというふうに分析をしております。こうした中、これらの課題を克服するという事で制度設計をしたのがこのたびの地域通貨でございます。

プレミアムをつけ、可児市内のみで使用ができ、商品に交換する券、そして循環を想定せず、1回の回転で完結すると、こういった意味で、先ほどの委員の御指摘のとおりプレミアムつき商品券に近いというふうに考えております。

一方、次の点が異なります。1点目は、これまで市が円で支出してございました報償費や補助金などの一部を地域通貨にかえて交付なりをするというようなこと。これは、栃木県の足利市で平成25年度から実施されます金券発行事業に近い要素というふうになります。2点目は、以前行われました可児市プレミアム商品券のプレミアムの部分には税金が投入されておりましたけれども、ここで考えている仕組みでは、プレミアムの部分に税を充てない仕組みというふうに考えております。3点目は、ボランティア謝礼など地域コミュニティ施策、これに係る制度とのリンクを考えているというふうなことでございます。

続きまして、地域通貨取扱業務委託料につきまして、委託先の業種及び委託内容について具体的にということについてお答えします。

地域通貨事業につきましては、この通貨を使うことができる協力店の開拓、こちらのほうがポイントであるというふうに考えております。委託先には、運営はもとより協力店の開拓、拡大、こういったことを進めていただくこととなります。この開拓、拡大を進めるに当たりまして、地域の商工業者の実情をよく理解している相手に対して運営を委託することにより、

より効果を上げたいというふうに考えております。平成25年度に委託する内容は、協力店の募集に当たり係る費用、例えば制度の内容を示したリーフレットの作成や協力店舗用ののぼりやシール、こういったものの作成を想定しております。以上です。

委員（小川富貴君） 質問させてください。

社会福祉協議会との協力が不可欠ということでございました。社会福祉協議会からの提案というわけではないのですか、この事業全体が。

地域振興課長（坪内 豊君） 提案というものはこちらからということになりますけれども、ただ社会福祉協議会の計画の中に、有償ボランティアの検討をしていくということがありますので、それとは合致するという意味で、どちらからも必要とされるというようなニュアンスで捉えております。以上です。

委員（小川富貴君） 目的の大きな柱の一つの中に、地域の活性化を上げられました。当面3億円の裏づけということですね。3億円を使った活性化で、どのくらいの規模の活性化が可能だというふうに数字的には捉えていらっしゃるでしょうか。それは難しいですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 申しわけございません。それは、なかなか今の、何をどのように変えていくかということ。それから、今のお話の中では出しておりませんが、これは発展性がまだあるものですから、そういったものまで含めて計算をしていかないと、この段階では数字を申し上げるような根拠は持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、ありませんということで。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。6番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく3の資料、38ページの今のところの下です。まちづくり支援事業。まちづくり活動助成金180万円について、昨年度実績と予算をより有効に使うための方策はという質問です。

地域振興課長（坪内 豊君） 平成24年度は、スタート助成部門、こちらにつきましてはゼロ件、活動助成部門が6件で106万4,000円の交付決定をしております。実績につきましては以上です。

それから、有効に使うための方策ですけれども、この予算をより有効に使うために、まちづくり活動とは何か、こういったものを整理して、助成対象となる事業を具体化し、明示することがこの事業にとり必要であると判断をいたしましたので、平成24年度からは募集要項の中で助成の対象となる活動を示すようにしております。また、新たに子育てに関する取り組みや地域資源の活性化に関する取り組みなどといった優先テーマを設定しまして、これも示すようにしております。以上です。

委員（山根一男君） より有効の中に、市民にどれだけ知られているか。具体的に、例えば平成25年度はいつから始めて、いつやるんだというようなことは、要するに広報手段等につきまして、要するに使い切れてないわけですね、募集团体も少ないし。その辺の考え方を

聞きしたかったんですけど。

地域振興課長（坪内 豊君） 申し込み受け付け期間につきましては、平成24年度は3月1日の「広報かに」、こちらで募集記事のほうを掲載しております。募集要項の配付を同時にこの3月1日に開始しまして、4月2日から16日を受け付け期間としております。募集要項の配付開始日から考えると1カ月半ということになりますので、期間としては短いというふうに考えておりません。

平成25年度につきましても、3月15日号の広報に掲載しまして、4月26日まで受け付けというふうにしておりますので、これも同じように1カ月半ほどとらせていただいております。

あと、幅広い広報というか、幅広く知っていただくというような意味では、「広報かに」とかホームページ以外にも、平成24年度は5月に企画発表会というのを行っておりますが、自治会長宛てに企画発表会の案内を送付して、制度周知を行っております。あと、NPOセンターにおいて、いろんな年間を通じて相談があった団体に対しても制度の案内を行っているというようなことで、平成25年度につきましても、現時点で新規の団体からの問い合わせが3団体ほどあるという状況でございます。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、7番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） それじゃあ38ページのほうです。男女共同参画社会推進事業です。

質問項目は、男女共同参画プラン中間見直し業務委託料199万5,000円の内容につきまして、説明をお願いします。

人づくり文化課長（瀧新吾君） これは中間見直し業務委託料、大きく2つの内容となっております。

1つ目は、アンケート調査業務です。調査票の印刷原稿の作成や集計・分析、報告書の作成などで約64万円。2つ目は、計画書の作成業務ということで、現状と課題の整理や計画案の作成の補助、計画書の編集や印刷などということで124万円でございます。そのほか、打ち合わせ経費等を見ております。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、8番目の質疑に移ります。

委員（板津博之君） 資料の3の39ページ、交通安全施設整備事業でございますが、交通安全施設整備委託料が対前年度比180万円減になった理由を、お願いいたします。

土木課長（丹羽克爾君） こちらでございますけれども、補助要件の見直しに伴いまして、実施可能箇所が減少したためでございます。具体的に申しますと、これまで修繕も対象としておられたわけですが、新設のみが対象となりました。このため、今回こういった減額になったわけでございます。

平成25年度でございますけれども、修繕については、道路維持修繕業務委託の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、9番目の質疑に移ります。

委員（川上文浩君） それでは、41ページ、人づくり課の子供のいじめ防止事業です。

担当課にヒアリングしたところ、臨時職員が1人増加し、隔月で1時間半程度、市内小・

中学校16校、プラス私立1校へ赴き、職員などから話を聞くとのことですが、月に換算すると所要時間は12時間ほどにしかありません。定期的に学校に相談窓口を設けるなど、きめ細やかな対応をするべきではないでしょうか。また、共和中学校はどのように進めるのか、お聞きします。

委員（伊藤英生君） 同じく子供のいじめ防止事業で、いじめ防止専門委員会特別顧問委託料について、平成24年度の活動を受け、市として平成25年度はどのような役割を期待しているのか、活動計画等もあればあわせてお示してください。

委員（富田牧子君） 平成25年度に新たに始める事業の内容について、御説明ください。

委員（天羽良明君） いじめ防止専門委員会特別顧問委託料150万円では、具体的に何をしますか。

委員（山根一男君） 啓発パンフレット等印刷製本費が対前年100万円増加しています。これ、前年は人権啓発パンフレット等になっているんですけども、100万円増加しているが、どのような計画か。また、詳細項目費用に提示されていない52万8,000円の用途、要するに合計金額から引いた金額が示されていないわけですけども、その金額の用途はという質問です。

人づくり文化課長（瀧新吾君） まず事務局の増員と新しい取り組みについて、御説明をします。

委員会の事務局の活動状況につきましては、現在2人のスタッフが電話などで通報や相談を受け付け、子供や保護者との面接、学校や教育委員会事務局との情報交換やケース検討を行っております。また、ケースによっては、児童福祉を担当するこども課や県の子ども相談センターとの協議や情報交換を行っているものもあります。これらは、いじめ防止専門委員会の委員へ状況を報告して、事務局の対応案に対する助言を得ながら進めているとともに、状況によって委員会の会議を開催して、対応をしております。

平成24年5月15日から通報や相談の受け付けを開始しておりますが、平成25年2月末までの9カ月半の間に、いじめについては24件の通報や相談を受けております。条例を施行する前は月平均1.8件でしたけれども、条例を施行した後は平均3.2件というふうに増加をしております。特に1月については、1カ月で6件の新規の受け付けをいたしました。条例施行後は、この相談件数などが増加をしております。中には子供や保護者への面接を継続してサポートするケースも出てきております。今後も相談件数の増加や長期化するケースへの対応を一つ一つ丁寧に行っていくことを最優先に考え、事務局を1人増員して、3人体制で対応をしていきたいということで、本予算に計上させていただいております。

また、学校における相談でございますが、平成24年度におきましても、学校を訪問して、相談のあった子供と面接をしたり、教職員から相談を受けたり、ケース検討を行ってきております。

川上委員の、定期的に学校に相談窓口を設けることにつきましては、今後検討しまして、いじめ防止専門委員会において協議の上、学校と調整をしていきたいというふうに考えてお

ります。

次に、新たな取り組みとしまして、啓発事業でございますが、これまでは子供たち自身や保護者を中心に啓発を進めてまいりましたが、今後新たにポスターやチラシなどを作成し、市民や事業者の取り組みを促すような啓発を進めたいと考えております。

市民の皆さんには、子供たちの見守りや声かけ、学校やいじめ防止専門委員会などへの情報提供のほかに、地域の行事やさまざまな活動の中で子供たちと接していただき、子供たちが自己肯定感を持つ、あるいは思いやりの心が育つような、そんな体験をさせていただくことをお願いしていきたいと考えています。

また、事業者の皆さんには、店舗や事業所にいじめ防止のポスターを掲示したり、チラシを置いたりするといったPR活動ですとか、従業員の方への働きかけなどの取り組みをお願いしたいと考えております。

また、地区の青少年育成市民会議、家庭教育学級、小・中学校などからこの専門委員会の事務局に声をかけていただいて、これまでも会議や人権集会といったような場に事務局が参加して、いじめ防止に関するお話や説明などをさせていただきましたけれども、平成25年度も今まで以上にそういった活動を進めていきたいというふうに考えております。

次に、特別顧問の活動に関する御質問にお答えをします。

平成25年度におきましても、平成24年度と同様の役割をお願いしたいと考えております。具体的には、まず啓発ということで、市民向けの講演会、それから児童・生徒との対話や交流を通じた啓発、平成24年度については学校訪問という形で行っております。それから次に、通報や相談のあったいじめの対応への助言、それからいじめ防止のための広報や啓発に関する助言、そういったものをお願いしたいと思っております。詳細については、今後調整をしていきたいと考えております。

次に、啓発パンフレット等の印刷経費、あるいは詳細項目が示されていない経費ということですが、まず印刷製本費100万円の増加につきましては、これは事業所における啓発のためのポスターやチラシの印刷経費を見込んでおります。その他52万8,000円の経費は、専門委員会委員の費用弁償や旅費が27万8,000円、事務用品などの消耗品費が10万円、講演会の会場借り上げ料が8万円、そのほか図書購入費や食糧費などがございます。

最後に、共和中学校について、どのように進めるかということでございます。

共和中学校に通う兼山地区の生徒がかかわるいじめの通報や相談があった場合には、生徒本人や保護者へ対応するとともに、学校に対して状況把握や解決に向けた協力を依頼していきます。現在までのところ、そういったケースはございません。

それから、市内の小・中学校を通じて児童・生徒や保護者へ情報提供しておりますが、こういったことについては、学校を経由せずに、現在文書メールなどで対応しております。これまで生徒向けのメッセージ文書ですとか、生徒や保護者に向けたパンフレットを送っております。

先ほど、学校における相談を行うような場合についても、共和中学校での相談は予定をし

ておりませんが、学校がかかわるもの以外については、市内の小・中学校に通う児童・生徒と同じような対応をしております。以上でございます。

委員（富田牧子君） 先ほどのお話では、事務局を1人増員して3人にするということが、この41ページのところには、臨時職員の賃金として2人分で513万3,000円というふうに記載しているわけで、3人というふうでは載っていないわけですね。それと、平成24年度予算よりこの賃金が下がっていると思うんです。560万円だったと思うんですけど、ちょっと記憶が、私が間違っているかもしれませんが、3人ということはどうなっているのかということと、それから1人増員する人は、どういう職種というか、専門性のある人を採用するのか、ちょっと聞かせてください。

人づくり文化課長（瀧新吾君） 3人のうち2人が、この事業でお願いをしております期間業務職員で、1人については任期付職員として、正規職員の形で採用をしております。事務局長が任期付職員という形でございます。

したがって、平成24年度予算の段階で事務局長について、臨時職員での雇用を予定しておりましたので、2人分の金額としては560万円と現状より高かったわけですが、今回は事務局のスタッフ職員の2人分ということで金額の差が出ております。

それから、どういう人を新たに雇うかということについては、子供たち等の相談業務、そういった経験がある人、あるいは社会福祉士のような資格を持った人、そういった人を予定しております。以上です。

委員（富田牧子君） 平成24年度は、この事務局の方は確かに2人とも大変な専門家だったということでありませうけれど、今の話を聞いているもう1人の人は、きちっと本当にそういう専門の人を増員していただくということですか。子供の相談業務の経験があるだけではとても務まらないというふうには思うんですけれど。

人づくり文化課長（瀧新吾君） できる限りそういった社会福祉士のような資格を持った人を考えたいと思っておりますが、実際にはそういった資格がなくても相談の経験、そういったものからこの事務局の業務をでき得るというふうには判断すれば、資格のない方を採用する可能性はございます。

委員（富田牧子君） いつもそうなんですよね。例えば子供の児童クラブでも、最後には子供が好きならいいとか、その資格がなくてもいいとかいうことで人をふやしてきましたので、特にこれはいじめの防止でということでは始めたわけですから、資格がなくてもいいとか、そういうことを言わないで、きちっとした専門家を必ず確保していただくことをお願いしたいと思います。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますでしょうか。

委員（山根一男君） 先ほどの説明をちょっと私、聞き違えたかもしれませんが、残り52万8,000円の内訳で、専門委員会27万8,000円とおっしゃいましたけれども、それは一番上段のいじめ防止専門委員会委員報酬費124万8,000円とは別だということですか。

人づくり文化課長（瀧新吾君） 別でございます。報酬ではなくて、費用弁償や旅費とい

うことでございます。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、10番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 58ページ、環境課、新たなエネルギー社会づくりです。

計画策定支援業務委託という名称で委託料が上げられていますけれど、この計画策定支援という名称が付けてありますけど、この支援の業務の内容は何でしょうか、お尋ねします。

委員（山口正博君） 同じく地域のエネルギー協議会の構成員について、どのようなメンバーで何人で構成するのか。また、特に力を入れていきたい地域の再生エネルギーは何か、御説明ください。

環境課長（高野志郎君） それでは、最初の支援業務の内容ということで回答します。

業務内容につきましては、まず再生可能エネルギーの種別と技術動向ということで、新エネルギーの種別、概要、特徴、費用、導入効果などについて整理を行っていただきたい。それから、国のエネルギー事業の関係、エネルギー施策の整理をしていただく。社会情勢等の整理をしていただく支援。あわせて本市の自然条件、社会特性、人口等の導入の地域特性の整理。また、エネルギー消費構造の把握。可児市における産業運用部分についてのエネルギーの消費等の整理をしていただく。また、当市の新エネルギーの賦存量の推計を行っていただく。可児市の現状分析ということをお願いをしております。また、導入の可能性の課題の整理もあわせて行っていただくということになっています。当然、行動計画、アクションプランについても検討していただくということです。また、関係者のヒアリング、それから策定委員会、懇談会という会をつくるわけなんですけれども、それについても会議に出席していただきながら、委員会の資料作成等も含めて支援をしていただくという中身になっております。

続きまして、山口委員の御質問です。

構成員につきましては、庁舎内の庁内検討委員会をまず立ち上げまして、その後に助言をいただくために、仮称なんですけれどもエネルギー懇談会という委員会をつくらせていただいております。専門的立場から助言や意見等をいただくために、学識経験者や市民、それから事業者の方で構成する、今予算では10名ということで計上させていただいております。

特に力を入れたい再生可能エネルギーは何かという御質問をいただいておりますけれども、これにつきましても、先ほどの支援の中で可児市としての賦存量とか、また導入の課題を整理していく中で考えていきたいと思っておりますが、平成24年度事業提案をいただきました太陽光発電、バイオマスの関係も、あわせて可能性はあるのかなあというふうに考えてはおります。以上であります。

委員（小川富貴君） この支援業務の内容は何ですかということで、今幾つか御説明をいただきました。状況分析及び整理、それから地域の課題について整理。そもそも最初に書かれている新たなエネルギー社会づくり事業、新たな事業ですけど、ここの下に書かれている一

番最後、この事業を官民協働で推進していきますとあるわけです。官民協働で推進していく上で、最初の基本資料となるものを多分用意してかかられたいというふうに思うわけですが、私2点問題が、以前から言っている、こういうものを外注して、以前は100万円ぐらいだったのが、だんだん計画策定が200万円になって、今回280万円になって、だんだん計画書づくりが高くなっている。こういった問題をきちっとやっぱりもう一回、総合政策課があるわけですから、庁内で検討するということが重要であろうかと思うし、地域特性を整理するんだったら、やっぱり地域の、行政の方がもう少し官民協働となって、こういったものをつくり上げる力を持つことが重要ではなからうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

環境課長（高野志郎君） 平成23年度から、庁舎内の職員の中で検討委員会をつくらせていただいて、ある程度のエネルギーの賦存量とか、地域の状況分析もしておりますけど、さらに効果的に行うために今回お願いさせていただいて、より今度は戦略ということでこの計画をつくらせていただきますもんですから、その関係で、より正確というか、しっかりしたものをつくりたいという思いで、効果的にこういったコンサルタントに委託をしてやらせていただきたいと考えております。

委員（山口正博君） 先ほどバイオマスも視野に入れてという話でしたが、今、生ごみをささゆりクリーンパークでかなりの費用と施設を使って焼却しておるわけなんですけど、岐阜市の長良川より北の地区が、今ディスポージャーというもので生ごみを粉碎して下水道へ流しておると。そのまま下水道へ流してしまうと、当然木曽川右岸の流域下水道のところの処理がパンクしてしまいますので、今ある下水道を利用しながら、そこまで流さないように、ある一定のところをそれを集めて、それをそのバイオマス等に利用できるんじゃないかなあと思うんですが、そのようなお考えはありませんか。

委員長（川合敏己君） ちょっと山口委員に申し上げます。御自身の持論を聞いていくというのはちょっとあれなんですけど、ちょっとこの点、今質問されましたので、一旦お答えできますか。

環境課長（高野志郎君） そういったところも考えながら戦略の中に盛り込んで、いかにその賦存量的な、今の下水の問題もエネルギーとして賦存できるのかということも推計してもらうというので、確かに今の山口委員のおっしゃることも当然その一つの考え方かと思っています。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、11番目の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 60ページ、リサイクル推進事業です。

エコドーム資源物排出指導等業務委託料423万6,000円ということで、増額をしている理由は、家庭用生ごみ堆肥化事業との絡みもあるんでしょうか。詳細な説明をお願いします。

環境課長（高野志郎君） 今現在、エコドームのほうは毎週火曜日に行っております。あわせて第2・第4日曜日ということで、現在行っております。

平成25年度からは、毎週火曜日については同じなんですけど、市民の皆さんからも、利用者の方からも開催回数をふやしてほしいという要望がありまして、平成25年度から毎月日曜日に開催をさせていただくということで、160万円ほどことしよりも増額になっておるといふことであります。開催日は、20回ないし30回日曜日がふえることによって、市民に利便性が図れるということで予算を計上させていただいております。

委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、12番目の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 61ページの上水道費のところですけども、水道高料金対策補助金が1億円ということですが、平成23年度はたしか5,000万円だったと思うんですけども、これが高額になってきたと、必要になっているということの今の水道事業会計の現状について、お尋ねをいたします。

上下水道料金課長（可児芳男君） お答えします。

水道事業会計の現状について申し上げますと、平成19年度から平成23年度までの過去5年間の経営状況を見ますと、各年度におけるところの営業収支、それから経常収支とともに赤字がずっと続いておる状況がございます。

過去5年だけで見ますと、平成19年度には一般会計から高料金対策補助金ということで2,000万円の繰り入れ、平成20年度、平成21年度、平成22年度の3年間につきましては、高料金対策補助金を一般会計のほうから繰り入れておりませんが、今御発言がございましたように、平成23年度には5,000万円の繰り入れ、平成24年度につきましては、水道事業会計の修繕引当金の1億円を戻し入れしまして、財源不足を補ってきておるといふような状況がございます。

こういった状況に対しまして、これまでも人件費の削減とか、アウトソーシングなどによる経費の節減に努めてきておりますが、それ以上に水事業の減少による給水収益の減少とか、加入分担金の減少等によりまして、平成19年度に見込みました料金改定時の収入見込みからかなり収入が落ち込んでおるといふような状況が、赤字が続いている原因の一つかなあというふうには思っております。

また、給水原価のうちに受水費が55.6%、それから減価償却費が29.3%ということで、合わせまして84.9%を占めるという構造的な要因というの、本市の水道経営に影響を与えているものというふうには判断しておるところでございます。

今後の景気動向については依然不透明でして、いまだ水需要の増加というの見込めない状況ということで、平成25年度予算の編成に当たりまして、支出につきましては十分精査いたしましたんですが、現在の水道料金を維持して、安全で安心して飲める水道水を安定して供給していくというために1億円の繰り入れをお願いするというものでございます。

こうした水道事業の現状に対しまして、1つ目といたしまして、受水費の値下げにつきましては、平成25年度に県水の受水市町でつくります岐阜県東部広域水道受水市町連絡協議会

のほうで県と協議することになっておること。それから2つ目として、平成26年度から地方公営企業法の改正によりまして、新しく会計基準が変わるわけですが、その財務状況いかんによっては経営の見直しが必要になってくること。3つ目といたしまして、平成24年度策定しております耐震化計画によりまして、平成26年度以降の建設費の見込みができるというような状況が今あるというふうに考えております。こうした状況があることから、今後経営全般について審議していただく期間を設けまして、短期、中・長期的な収支計画を策定し、見直しをしていく中で、適正な料金水準とか公費負担のあり方、あるいは適正に維持管理していくための効率的な施設整備など、健全経営に立った事業運営をしていくことについて提案、議論をして経営基盤の強化を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（富田牧子君） 平成25年に県と協議をするということで、一番はやはり受水費が高いということが大きな問題だと思うんですけど、その見直しはどうなんでしょうか。

水道部長（篠田幸治君） 平成24年の8月に要望のほうをいたしまして、県のほうからは特に正式にお話はお伺いしてはおりませんが、平成25年度の県の長期収支計画の見直しの中で、平成25年度の前期あたりに、先ほど上下水道料金課長が申しあげましたように、協議をするということでございますし、また今県が行っておりますバックアップ管整備事業なども補助の見通しがついたというようなお話も新聞で見えておりますので、そういったものが料金値下げの財源になるのではないかなあというふうに考えておりますので、25年度、しっかり県のほうとの協議を行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それではここで、10時20分まで休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時21分

委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

13番目の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 68ページをお願いします。

土木総務一般経費です。土木積算システムの内容をお伺いします。

新設工事などは、今までどおりのシステムで積算すればいいと思いますが、更新するからには、今後の課題である橋梁維持補修や下水道管のオーバーホール改修など、メンテナンスの積算等にも対応しようとしているんでしょうか。

委員（伊藤健二君） 土木積算システムについて、2,500万円投資で何ができるようになるのでしょうか。これまでの手法、システムバージョンから変更する主要な理由を示してください。

委員（山根一男君） 同じところでございます。

土木積算システム2,500万円について多額だと思うが、このシステムの購入によって何がどう変わるのか、お聞きしたいです。

土木課長（丹羽克爾君） まず、新しい今回のシステムでございますけれども、現在使用中の土木積算システムのリース期間が5年間でございますが、これが終了を迎えることに伴います更新でございます。

今回、土木積算システムの変更によりまして、下水の維持、それから業務委託などの歩掛かりが追加されまして、管理施設清掃、修繕、それから管渠更生工、委員の今お話しいただきましたそういったもの、あと測量設計業務などが対応可能となりました。また、操作性の改善もなされております。

なお、国土交通省との標準歩掛かりに掲載されておりません特殊な工種につきましては、これまでどおり市場単価による見積もりですとか、そういったものによって行うこととなります。

あと内容でございますけれども、サーバー2台とデスクトップパソコン28台、積算ソフト、それからCADソフト、これはコンピューターを用いました製図システムでございますけれども、これを台数分購入いたします。以上でございます。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

続きまして、14番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 68ページ、用地課の関係で、道路台帳整備事業です。

業務委託料800万円で道路台帳をつくるということのようですが、道路台帳データ補正とは、どの期間、年数で台帳整備を繰り返すものか。電算化した道路台帳整備にこれまで投入した経費は、累計総額で幾らになるのでしょうか。

用地課長（樋口孝男君） それではお答えいたします。

現在の道路台帳につきましては、平成13年度からデジタル化されておりまして、毎年修正業務を行っております。

修正内容につきましては、用地課が受け付けをしております道路自費工事のほかに、道路改良工事を担当しております土木課や都市整備課、また宅地開発申請の窓口であります建築指導課に道路改良事業の資料を提出していただきまして、現地調査と測量を実施し、道路台帳図と道路台帳図の修正とか入力をしてしております。その後、告示資料と、それから道路網図を作成させていただきまして、告示をさせていただいております。この業務の委託として800万円を計上させていただいております。

これまでに投資した経費につきましては、平成13年度にデジタル化されてから12年間で1億2,000万円ほど支払っております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、15番目の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 69ページ、道路維持事業です。

バリアフリー関連整備事業が道路維持事業に統合されたが、前年比4,062万円減が計上されておりますが、事業として今後成り立っていくのかということをお尋ねいたします。

土木課長（丹羽克爾君） 平成24年度にバリアフリー関連整備事業で行っておりますのは市道147号線でございます。これは広見のバローの付近でございますけれども、こちらの事業が平成24年度で完了するものでございます。

平成25年度は、これまでこうしたバリアフリー関連事業に位置づけられますような大規模な事業の実施予定はございません。従前のバリアフリー関連事業に位置づけられたような事業については、平成26年度からの新規補助採択を目指しております。

こうした事業以外にも、歩道の段差解消ですとか、小規模または局部的なバリアフリー事業を、現行の道路維持事業の予算の中で対応してまいります。

道路維持事業の予算額は、委員がおっしゃられますように、平成25年度につきましては約4,000万円の減でございますけれども、平成24年度の国の経済対策補正1億350万円と合わせて執行することになりますので、実質的には増額であるというふうに考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） ほか、ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、16番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 69ページ、道路維持事業です。

道路維持修繕業務委託費と、市内の維持修繕及び緊急対応工事との見立て方の違いは何でしょうか。特にここで聞きたいことは、故障・支障箇所が出て、それを修繕しようという話ではなくて、あらかじめ一定額の保全費用がかかるであろうからということで、出てきた場合に、そこに工事費用として充てようというような予備的な費用の見立て方があるのかないのか、その辺についてお尋ねをしたいというところです。

土木課長（丹羽克爾君） まず道路維持修繕業務の委託費でございますけれども、こちらにつきましては、市道の局部的で緊急に対応が必要な箇所を補修する費用でございます。可児市建設業組合と年度初めに単価契約を締結いたしまして、そういったものが発見され次第、迅速に対応するようにいたしているものでございます。

また、この委託費の予算の中には、凍結防止剤の散布業務も含まれております。

一方、市内維持修繕及び緊急対応工事でございますけれども、こちらの概要書に記載されております内容につきましては、補助対象ではございませんけれども、比較的規模の大きい舗装工事に関する費用でございます。自治会要望等に基づきまして、私どもで現地を踏査いたしまして予算要求したもので、それから当初予算では想定しなかった比較的規模の大きな緊急性のある工事を想定しておるものでございます。以上でございます。

委員（伊藤健二君） もう一度聞きますけど、その比較的規模の大きい想定しておる工事ということですが、出てきたらこの予算から執行へ回すということなんですか。つまり、そういう意味でいくと、あらかじめ予定をしておく枠があるという意味ではないんですか。ちょっとその辺の正確な説明を。

土木課長（丹羽克爾君） 失礼いたしました。今回、この市内維持修繕の予算3,000万円で

ございますが、既の実施する予定箇所は決まっておりますのでございます。そのうちの一部については緊急なものについて、100万円、200万円というような規模でございますけれども、今後出てくるものについても対応が可能なように、枠は一定程度持っておるということでございます。

委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、17番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 道路維持費と道路新設改良費の項です。

5013号線ほか1路線の道路改良及び地元要望・緊急対応工事費等との説明がありますが、3つの路線に係り性はあるかどうか。地元要望道路につきまして、対応への一貫性と公平性は保たれているでしょうか。さらに、目2の道路維持費での緊急対応工事費とどう違うか。緊急対応工事費枠を一本化するような考え方はないのでしょうか、お尋ねします。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

3つの路線の関連性でございますけれども、実施予定箇所は今渡地内の道路改良、それから川合地内の通学路の路側整備でございます。また、3点目は中郷川の久々利地内でございますが、橋台の補修というようなものでございまして、関連性はございません。

あと、地元要望道路についての対応の一貫性、公平性の確保についての御質問でございますけれども、自治連合会からいただいております要望、平成24年度の通常要望でございますけれども、土木課分で254カ所ございました。こういった箇所につきましては、原則として私と係長4名でございますが、全員でできるだけ多くの目で現地を確認するように努めております。その際、周辺土地の状況ですとか道路の種別などを勘案いたしまして、対応方法ですとか必要な経費を検討して、対応する工事の絞り込みを行うようにいたしております、ということで一貫性ですとか公平性を確保するように努めております。

道路維持費での緊急対応工事との違いでございますけれども、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、道路維持費の緊急対応工事といえますのは舗装工事に関する費用でございます。道路改良でのものにつきましては、自治会要望に基づく側溝の敷設を含んだ工事を想定いたしております。

緊急対応工事費の一本化でございますが、予算の目的が異なっておりますので、一本化につきましては考えておりません。

自治会要望箇所の対応が主体でございますので、今後は緊急対応といった表現については見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、18番目の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 道路改良事業について、今のところに近いんですけれども、市道5013号線（今渡）改良工事費について、この工事費の内訳と、工事後にはどのような効果が期待されるのか、お示してください。

土木課長（丹羽克爾君） こちらでございますけれども、今渡のバローの東側でございます。

住宅地と農地が混在する地域ではございますけれども、施工延長が約90メートル、両側に落としぶた式、コンクリートのふたができる側溝でございますが、敷設いたしまして、ふたまでやると。あとは舗装を行うというような工事でございます。

農地、田んぼでございますが、道路とに段差がある区間がございます。こちらにつきましては、側溝を官民境界に敷設いたしまして、側溝の転倒を防ぐための盛り土は農地側に御協力いただくようお願いしてまいる予定でございます。

事業効果でございますけれども、自治会要望にございました、車が通行する際、歩行者が不安であるというような御指摘がございました。こういったものは解消して、安心して通行いただけるようになるかと考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 19番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく70ページの真ん中あたり、公共残土処分場整備事業です。

項目としまして、水質調査委託料が対前年64%減の200万円となっておりますが、住民の不安はないのでしょうか。また、事業名ですね。前はストックヤード整備事業でしたけれども、事業名変更の理由はどういうことでしょうか。お願いします。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

水質調査委託料の減額の理由でございますけれども、平成24年3月に開催されました新滝ヶ洞ため池の水質異状に係る対策協議会、これ第14回でございます。こちらは学識経験者、地元関係者、行政機関で構成いたしております。こちらの会議におきまして、浸出水、これは盛り土から出てくる水でございますが、浸出水の水質観測結果、それからその結果の経年変化の状況に基づきまして、水質観測の項目の見直しと頻度の低減について審議をいただきました。その審議の結果によりまして、そういった頻度、それから項目の見直しが図られた関係で、今回の減額ということでございます。

事業名変更の理由でございますけれども、こちらはストックヤード事業の近年の事業内容は、今申しましたように、久々利地内におけますストックヤードの水質調査でございましたが、平成24年度9月の補正でございますが、これから新たに大森地区での残土処分場事業を開始いたしまして、事業費の過半がこれに占められるようになったため、事業の実態をあらわすために変更するものでございます。

なお、平成24年9月の予算決算委員会において、事業名称が事業にそぐわないとの御意見もございまして、平成25年度からの見直しを行う旨の回答を行っておるものでございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君） それでは、ちょっと一部、確かにダブリはありますけれども、小川富貴さん、20番目の質疑でお願いいたします。

委員（小川富貴君） 今、御説明にあったところでございます、全く。

名称変更の理由、いわゆるストックヤード事業だったわけでございますけれども、ストックヤード事業の継承の保証はきちんとされるのでしょうか。また、大森へ搬入される土の発生箇所とその量を教えてください。

土木課長（丹羽克爾君） 事業の継承の保証についてでございますが、先ほども御説明いたしましたけれども、ストックヤードの水質調査につきましては、新滝ヶ洞ため池の水質異常に係る対策協議会において、地域関係者等の御意見をお聞きいたしましては、必要な項目、頻度で実施しておりますので、今後もその予定でございます。

搬入土砂の発生箇所と量でございますが、今回新たに設置する残土処分場の想定容量でございますが、約10万立方メートルでございます。ここへの搬入元としましては、県事業ではございますが、可児川等からのしゅんせつ土砂、こちらを約2万立方メートル、そして市道56号線、二野大森線でございますが、これの工事に伴いまして山を掘削いたしまして、土砂が7万立方メートル発生いたします。この2カ所を主とした搬入元というふうに私どもは考えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） まず継続の保証のところをお聞きします。

今のお話でいくと、根拠が新滝ヶ洞ため池の水質異常に係る対策協議会の内容を踏まえて、それで今後もやっていきますということですが、以前から指摘しているように、対策協議会はまちまち、ばらばらでやられてきた経緯が現実的にございますけれども、それをおっしゃるのなら、対策協議会は定期的いきちんこの月にやって、その内容を踏まえて保証に変えていくというような計画はきちんとおありでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 対策協議会は、平成24年の3月に開催されまして、まだ平成25年は開催されておりませんが、委員も御存じだと思いますが、水質は国土交通省の多治見砂防国道事務所のホームページに掲載されております。

これをごらんいただきますと、水質の状況が原水においても大変安定してきているような状況でございます。そういった状況を踏まえて、特段の変化がない状況で、新たにそういった会議を開催するというようなことは、今のところ考えておりませんが、今後方策等の変更に伴うとか、そういった時期にはまた新たに開催されることになると思いますし、また頻度を見直すということがあれば、そういったときにも開催すると。必要に応じて開催することになると思いますので、よろしく願いいたします。

委員（小川富貴君） 名称変更の理由についてお尋ねします。

本来、ストックヤードのほうが残土の量からいったら物すごく大きいわけですね。で、ストックヤード事業という名前になっていったわけで、そこに新たに大森に搬入される10万立方メートルの土が加わる。そちらの整合で大森のほうのものをとって、こういう名前を新たにされるということですけど、もとあった事業に新しい事業を組み入れていくんだったら、もとあった事業の名称を生かしていくのが本来の形ではなかろうかと思いますが、そのほうがもとあった事業を観察する住民の方にとっても安心感があるのではなかろうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） まず1点目といたしまして、ストックヤード事業という最初のスタートの名称が、残土処分場という残土を処分するための事業としての実態とはちょっと違っておるということを私どもは考えております。また、仮にストックヤード事業でという話

があったとしても、いつまでもその事業が続いていくわけではございませんので、今回大森につきましても、残土処分の工事、搬入が終わりまして、後始末といいますか、植栽等を行ってある程度の期間が過ぎれば、その事業自体は終了するわけでございます。未来永劫この事業が続くということではないというふうに私どもは考えております。

委員（小川富貴君） もう決めてしまわれたんだと思うんですけど、自戒を込めて、ストックヤード事業ということでやっていくべきだというふうに思います。今後検討してください。

建設部長（山本富義君） 自戒を込めてとおっしゃられましたが、先ほどから土木課長が申し上げておりますように、ストックヤード事業はもうほぼ収束に向けて、今は水質検査を残すのみでございますので、今後新たに発生する大きい事業のほうの名称をとったというだけでございますので、ストックヤード事業を残すとか、そんなことは市の執行部としては一切考えておりませんので、この名称を変える予定はございません。以上です。

委員長（川合敏己君） 続きまして、21番目の質疑に移ります。

先ほど、交通安全施設整備事業につきましては、補正の部分で説明をいただきましたので、通学路安全対策工事費の部分について、よろしく願いいたします。

委員（川上文浩君） 先ほど補正に絡めてグロス2,700万円を考えているということでしたので、再質問をさせていただきます。

3月補正では、これは経済対策として2,200万円前倒ししたという形なのか、補助率55%だったということを言っていますけれども、この新たな新年度予算の500万円は、これは国庫補助はありますか。

土木課長（丹羽克爾君） 一部でございますけれども、国庫補助対象とする予定でございます。

委員（川上文浩君） 今後、この事業に関しまして、国が主導しているわけですがけれども、国からの指導によってまた緊急的に予算がついて、国庫補助なんかが来るような予定とかは入っているのでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 現時点では、そういった情報は承っていないんですけども、年度末の、1月、2月ごろ、国土交通省からの話を聞く機会には、やはり今こういった事業については重点項目の一つであるというような位置づけがなされておりますので、引き続きこういった対策に対する補助といいますか、助成は続いていくと私どもは感じております。

委員（川上文浩君） 先ほどの説明の中でも、用地が必要であったり、ちょっと長期間になるものは入れられなかったということなんですけれども、それでもまだたくさんの危険箇所が残っていて、それに対して、ことしは補助金の関係があるので500万円しか計上しなかったのか、今後また緊急的にそういった国の補正が上げれば、来ればやるけれども、それまでは市としては手をつけなくて、この500万円の範囲内で今年度はやりたいという意向なのか。私らとすると、市単でもいいからやはりそれだけのものが上がってきて、危険箇所として83カ所、国・県もあればそれは受けるとしても、やれるところは必ず全部やるべきものじゃな

いかなあというふうに思うんですけども、その辺のところはいかがですか。

土木課長（丹羽克爾君） 確かにおっしゃられることはわかっております。

ただ、83カ所、先ほども申しましたけれども、一朝一夕にできる事業は、先ほど言いました24カ所のほかというのはなかなか箇所数としては上がらないというのが実情でございます。今後、地域、関係者、それから関係機関との協議の中で、実施可能なものがあれば、私どもとしてもぜひそういう対応をしていきたいというふうには考えております。それは平成25年度に限らず継続するというふうに考えております。

委員長（川合敏己君） それでは、次に質疑に移ります。22番目、富田委員、お願いします。

委員（富田牧子君） 71ページの河川改良事業のところで、500万円、今川の測量業務委託料がついておりますけれども、今後の今川のこの調査をした後の予定についてお伺いします。

土木課長（丹羽克爾君） 私ども土木課として想定しております今後の進め方について、御説明をさせていただきます。

平成25年度は現況の測量を行いまして、断面が不足するネック点、特に農業用の取水堰がこういったものに当たると思いますが、そういったものを検証させていただきたいと。そして、その後ですが、ネック点の解消策を地域、関係者と協議の上、検討することを考えております。これは、堰の統合ですとか、堰の位置の移動、取水方法の見直しなどが考えられます。そうしたものを踏まえまして、概略の改修計画を策定いたしまして、これはぜひ補助採択の可能性を探って、補助事業での実施を考えていきたいというふうに考えております。そうした上で年次計画を策定いたしまして、事業実施に進めていくというような、私どもとしての予定といたしますか、想定でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、23番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 72ページ、都市計画総務一般経費、屋外広告管理システム更新委託料についてお聞きします。

250万円かけて6年目でシステムを更新しなければならない理由は何でしょうか。初期の電算システムが、水準が間に合わないソフトということなのか。同様に用途地域検索システムにおいて、データの追加・削除ではなく、システムソフトの更新となっているわけですが、その必要性の説明をお願いします。

都市計画課長（杉山 修君） お答えします。

まず、このいずれのシステムも買い取りで対応させていただいたものでございまして、まず屋外広告管理システムにつきましては、導入後6年が経過したことによりまして、ハードウェアが老朽化して部品交換等の保守ができなくなっていること。あとソフトウェアのほうでは、ウィンドウズXPを今入れておるんですけども、そのサポート期間があと1年で切れるということで、ウィンドウズ7に切りかえる必要があるんですけども、そのためには、それに対応できる新しいソフトを入れる必要があるということから、ハード・ソフトの両面で更新が必要となったものでございます。

もう1つの用途地域検索システムにつきましても同様に、ソフトウェアのほうではウイン

ドーズXPのサポート期間が切れるので、ウインドウズ7に切りかえる必要があると。そのために新しいソフトを入れる必要があるということと、ハード面でも、導入後六、七年を経過しておりまして、機器にこれもふぐあいが生じ始めておるといことで、ハード・ソフトともに更新するものでございます。

なお、毎年数十万かけて1年分の用途地域とか地番データの更新を行っておりますけれども、今回このシステム更新に含めてこの更新は実施をいたします。

委員長（川合敏己君） それでは、24番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 72ページ、都市計画総務一般経費の中の都市計画協会等負担金143万円の内訳と、都市計画協会に参画する意義の説明をお願いしたい。

都市計画課長（杉山 修君） 都市計画協会等負担金の内訳といたしましては、財団法人都市計画協会等の会費が6件で39万9,000円、岐阜県街路事業促進協議会等の負担金が13件で75万9,000円、それと職員研修負担金が7件、27万2,000円でございます。

都市計画協会に参画する意義といたしましては、国や県レベルでの情報交換によりまして、都市計画及びまちづくりの推進を図るといものでございまして、具体的には機関紙や関連図書の受領であるとか、セミナーや研修会への参加などを行っております、職員の知識、視野の拡大のために有意義であると考えております。

委員長（川合敏己君） 続きまして、25番目の質疑に移ります。

委員（佐伯哲也君） 同72ページの新規事業、星印の団地再生事業でございます。

事業内容にしては予算が少な過ぎるのではないかと。講師謝礼9万円、パンフレット製作50万円で何を調査・推進していくのか。また、明記されていない20万7,000円の使途はということをお願いします。

委員（山田喜弘君） 同じ事業について、空き家・空き地活用促進事業を活用した場合、他市から本市へ転入した場合、住宅リフォーム補助金の上限を上乗せするなどインセンティブを考えていますか。

都市計画課長（杉山 修君） お答えします。

まず佐伯委員の御質問にあります、明記されていない20万7,000円の使途はということですが、空き家・空き地所有者の利活用意向調査の郵送料16万3,000円と、講師の交通費・費用弁償2万4,000円と講師の食糧費2万円でございます。

また、予算額が少ない理由といたしましては、実は平成24年度、今年度中に名城大学と共同で19の住宅団地の空き家・空き地調査や、最近5年以内に住宅団地へ転入された人たちへの意識調査、さらに調査によって把握できた空き家・空き地所有者への利活用意向調査の半分ほど、これらを終えておりまして、平成25年度で予定している調査は、残った所有者の利活用意向調査の残り半分程度でございます。そういうことで少なくなっておりますが、あともう一つは、空き家・空き地バンクといえますのは、19の住宅団地における物件の所有者、利用希望者、不動産事業者等と情報をやりとりしながら物件情報を市のホームページに載せていくというものでして、ホームページへの物件登録とか管理は、職員の手間はかかりませ

けれども、バンク自体にはお金がかからないということから、人件費以外の予算は少なくなっております。

なお、パンフレットにつきましては、空き家・空き地バンク等団地再生への取り組みとか、可児市の魅力をPRするものでございまして、市内の企業でありますとか、自治会等に配付して、空き家・空き地バンクへの登録を促進していきたいと考えております。

また、今後のさらなる団地再生事業の調査・推進につきましては、平成25年度以降も自治会の皆様や名城大学に協力をいただきながら、職員のプロジェクトチームで実施をしていく予定でございます。

続きまして、山田委員の御質問ですが、現在、住宅リフォーム助成を受けるには、1年以上可児市に居住をしているということが条件となっておりますが、平成25年度からは可児市に居住していれば対象となるように制度が改められようとしております。このため、平成25年度からは空き家・空き地活用促進事業を活用するかしないかにかかわらず、可児市に転入された後は、ほかの条件をクリアすれば住宅リフォーム助成を受けることができるようになります。ただし、空き家の所有者の方とか、そこへの入居予定者というのは、市内に居住しておられない場合が多いと思われまして、そうするとリフォーム助成を受けられないので、空き家・空き地バンク登録のインセンティブとしましては、バンクに登録した住宅をリフォームするときは、空き家所有者の場合は市外在住者であっても入居者が決まれば、また入居予定者であれば、入居前でも契約が完了していればリフォーム助成を受けることができることとさせていただきます。

なお、助成金の上乗せというものはなくて、どちらも通常のリフォーム助成と同様に、50万円以上の工事について10%、上限10万円の助成とする予定でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、26番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 74ページ、可児駅東土地区画整理事業です。

補正のところで質問をさせていただきましたけれど、補正減が1億300万円ほどありましたけれど、今度は土地購入費1億3,384万1,000円が上げてありますけれど、補正で1億300万円ほど減されたものと重なっている部分はありますでしょうか。お尋ねします。

都市整備課長（奥村建示君） お答えします。

新年度予算に計上しました土地購入費1億3,384万1,000円と、平成24年度補正をしました土地購入費減との関係についてでございます。

まず新年度予算に計上しました土地購入費1億3,384万1,000円は、可児駅土地区画整理事業地内にあります可児市土地開発公社の所有地であったものを買い戻す費用でございます。また、先ほど冒頭で御説明しましたが、平成24年度予算につきましては、可児駅前線街路事業における土地購入費の減額ということでございまして、事業が全く違うものでございまして、因果関係についてはございません。

委員長（川合敏己君） 続きまして、27番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 74ページ、可児駅東土地区画整理関連事業です。

東西自由通路概略設計など、土地区画整理事業に関連をした必要な事業が約1億5,600万円増額となっていますが、東西自由通路に関連した増加分というのはどれくらいでしょうか。平成24年12月の補正予算で見込んだ概略設計予算額と合わせ、通路全体の建設費用の見込みはどれほどになるのか。また、74ページの概略設計業務負担金1,780万円との関係はどのようなものでしょうか、御説明をお願いします。

都市整備課長（奥村建示君） まず東西自由通路に関連した増加分についてお答えします。

平成25年度の可児駅東土地区画整理事業の予算のうち、東西自由通路に関連した増額分につきましては、昨年12月議会で補正をして債務負担を御承認いただきました自由通路の概略設計業務負担金の1,780万円のみでございます。

続きまして、通路全体の建設費用でございますが、当初計画しておりました橋上駅化を含む連絡通路建設では、約28億円の概算工事費を予定しておりました。今回検討している自由通路整備では、当初計画より相当減少した事業費になると予想しております。

また、今年度からJRに委託し、平成25年度にわたり行う自由通路の概略設計によりまして概算工事費が判明します。その時期は、平成25年12月ごろと考えております。以上でございます。

委員長（川合敏己君） 続きまして、28番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3、74ページの都市整備課のところ、可児駅東土地区画整理関連事業について質問いたします。

土地購入費1億3,384万1,000円について、事業用地としての取得清算ではなく、民間への売却による土地開発公社との精算とお聞きしていますが、この該当土地4街区4-1、4街区10については、既に平成23年3月17日に売買を原因とする所有権移転登記が平成23年4月7日付にて登記されていますが、この売買代金は可児市へ支払われ、土地開発公社が平成6年と平成9年に取得しているにもかかわらず、所有者である土地開発公社と売買代金の精算もせず、事業開始前に先行取得したことを知りながら登記名義だけが可児市となっているだけで売却してしまったのか、代金の金額及び売却したときの入金の日付も含め、詳細に説明してください。

また、平成24年3月ごろに土地開発公社と精算しなければならなかったことに気づいたにもかかわらず、補正予算という手段がありながら1年も放置しておいたのか。一般的には、真の所有者でない可児市が第三者へ売却した、その処理について、問題なかったと考えることができますか。また、この2筆の仮換地について、整理前の土地として購入した価格（利息等諸費用は除く）と平成23年3月売却時の価格との間に売却損が発生していると思いますが、その売却損の金額を御提示ください。その売却代金は、過去に売買された整理区域内の売却地、一般の売買物件と比べ、国が毎年公示する土地の公示価格と価格変動に照らし合わせ、適正な価格となっているか、数字の提示をして御説明ください。以上です。

建設部長（山本富義君） まず、御質問前段の可児駅東土地区画整理事業地内、4街区4-1及び10の売却益について御説明いたします。

4 街区にあるこの 2 筆の土地は、平成 6 年 10 月、平成 8 年 12 月、平成 9 年 3 月に市が土地開発公社と土地代行取得契約をして取得した 3 筆の一部が仮換地されたものでございます。可児市土地開発公社は、この 3 筆を買収した際、将来可児市に売り渡すことを見越して、登記名義を可児市としておりました。その後、平成 22 年に市名義の土地である 4 街区 4 - 1、同じく 10 の土地を売却するに当たり、4 街区内の全地権者の方に取得希望をお尋ねいたしました。そうしたところ、1 名から買収希望があり、平成 23 年 3 月 23 日にこの希望者に売り払いをいたしました。入金日は、同年 3 月 31 日でございます。金額につきましては、個人情報に当たるといふことで、控えさせていただきますと考えております。

本来、この 2 筆の土地は実質所有者が可児市土地開発公社であるため、売り払い処分をする前に市が可児市土地開発公社から事前に買い戻しをしなければなりませんでしたが、登記名義は市であったため実質所有も可児市と思ひ込み、事前の買い戻しをしなかったため、事後ではございますが、可児市土地開発公社に土地代金を支払うため、今回新年度予算として 1 億 3,384 万 1,000 円を計上したところでございます。

続きまして、1 年放置したこと、処理の問題についてお答えいたします。

平成 23 年 3 月 23 日に売却した 4 街区 4 - 1、同 10 の土地の実質所有者が可児市土地開発公社であることが判明いたしましたのが平成 24 年 3 月でございます。この時期では、買い戻し予算を新年度に計上することができませんでしたので、補正予算も検討いたしましたが、額が大きいということから、平成 25 年の新年度予算で計上するというにいたしました。

なお、実質所有者が土地開発公社のまま売り払ったことにつきましては、あってはならないことであったと、そのように考えております。このたびは、売り払い前に権利関係をしっかりと確認すれば回避できたことですので、今回の事態については深く反省すべきと考えております。

次に、整理前の土地の購入価格についてでございますが、予算計上しております 1 億 3,384 万 1,000 円は、土地開発公社が土地買収をしてから平成 21 年 8 月まで所有していた間の金利売買に伴う諸経費が入っております。これら金利諸経費を抜いた買収額につきましては、従前持ってみえた方の個人情報に当たるため、これも控えさせていただきます。

続きまして、売却損についてでございますが、最初のお答えの中で、可児市土地開発公社へ代行買収を依頼した 3 筆の土地の一部が 4 街区 4 - 1、同 10 に仮換地してであると申しましたが、その内訳は 3 筆合計で従前地面積 980 平米のうち、776 平米分が 4 街区 4 - 1 及び 10 に仮換地されており、公社からの買い戻し価格 1 億 3,384 万 1,000 円のうち 1 億 687 万 4,000 円相当になります。

平成 6 年から平成 9 年にかけて先行買収をした時期と比べ売り払った平成 23 年では、土地価格の激しい下落の影響を受けておりますので、この 1 億 687 万 4,000 円との差額が生じております。なお、その差額については、売り払い価格が個人情報に当たるため、お答えできないということでございます。

この 4 街区 4 - 1、10 の売り払いにおきましては、平成 22 年 8 月 31 日付の不動産鑑定評価

価格を売却鑑定としておりまして、適正な価格で処分したものでございます。以上です。

委員（山口正博君）　たくさんあり過ぎて整理ができませんが、まずこの区画整理地内の土地については、全て土地開発公社が先行取得というふう聞いておるんですが、そうではないんでしょうか。

建設部長（山本富義君）　土地開発公社に先行取得をお願いしたのもございますし、事業化してから売却したものについては、市が直接買ったものもございます。両方でございます。

委員（山口正博君）　それであるならば、登記簿謄本を確認して、可児市の名義だったから可児市と間違えたとおっしゃるんですが、取得日が平成6年、そして平成9年ですので、事業開始する前ですよ。そうすると当然、今の御説明ですと、土地開発公社が買ったということは一目瞭然でわかるわけですよ。それなのに気づかなかったと言えるんですか。

建設部長（山本富義君）　当時の職員にも確認をいたしました。単純に可児市名義になっていたということで気づかなかったということでございます。

委員（山口正博君）　気づかなかったとおっしゃるので、それはそれで結構です。

それから、先ほど街区の2筆を合わせて778平米とおっしゃいましたかね。私が、仮換地証明もやっておるものでは666平米だと思うんですが。

都市整備課長（奥村建示君）　今申ししたのは、仮換地をしました従前の面積ですので、土地開発公社が980平米持っているうち、776平米の面積がそこに仮換地をしてあります。4街区の4-1と10の面積とは当然違ってまいります。

委員（山口正博君）　先ほど仮換地が七百何がしと言われたので質問しました。

それから、先ほど鑑定評価に基づいて売却鑑定評価をしたということなんですが、正式にこの土地をその時点で売るために、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼したんですか。そうじゃなくて、そのときの鑑定評価に照らし合わせて、同じだからその金額という判断をされたんですか。

建設部長（山本富義君）　この物件を売るために、土地家屋調査士に鑑定依頼をして、鑑定をしていただいております。

委員（山口正博君）　そうすれば、その鑑定評価書というのは市にあるわけですね。

建設部長（山本富義君）　はい、ございます。

委員（山口正博君）　それで、売却損なんですけど、1億600万円ということなんですが、単純に差し引いても約3,000万円ということで間違いはないですか。

都市整備課長（奥村建示君）　1億600万円の金額のことですが、ちょっと誤解があると思います。土地開発公社が従前に買いました土地は全部で980平米で、前回の予算決算委員会でもお話ししておると思いますが、そのうち今売り渡しをしました4街区の2筆については、980平米のうち776平米が割り込んでありまして、その776平米に相当する金額が、1億687万4,000円に相当するということでございます。

委員（山口正博君）　その仮換地がそれに相当するということなんですが、私は、売却損がどれだけですかということに対しての答えじゃなかったですか。

建設部長（山本富義君） 全部で1億3,300万円ということで予算要求いたしました。そのうちのこの4ブロック分については1億687万4,000円ということで、いわゆる従前地3筆あるものを換地いたしました。4ブロック分はこの1億600万円で、あと残りの分については、ほかのところに飛び換地してございますので、ほかのところにありということで、そういうことの説明を先ほどしたつもりです。

あと山口委員がおっしゃられる売却損という表現をしてみえますが、その差額分につきましては、当然売却したときの金額は、土地開発公社が買収した当初と比べれば相当低うございますので、その差額は出ております。

委員（山口正博君） 改めて聞きます。その差額はおおよそ幾らでしょうか。

建設部長（山本富義君） 今のその4ブロックの鑑定評価書はちょっと公表できないんですが。

委員（山口正博君） もし個人情報に入ってくるようであれば、それは差し控えていただいて結構です。

建設部長（山本富義君） はい、わかりました。

委員（川上文浩君） 確認は、これ多分購入しているんで決算していますよね。収入として入っているんで、その観点からいくと個人情報なのかどうかというのを僕ちょっと聞きたかったんだけど、当然平成23年度か何かの決算のときに入っていて、それが収入として上げられているわけですよね。その金額を言うのが、個人情報だから言えないというのに当たるんですかね、これは。ちょっとそれだけ教えてください。

建設部長（山本富義君） 今回のこの買収された土地、個人の方が買収してみえますが、その土地の買収金額については、今、川上委員のおっしゃられることもわかりませんが、今回あえてこの場所でそういった個人情報にかかわることを答えるべきではないということで、市のほうは考えておりますが。

委員（山口正博君） 当然、平成6年、平成9年に買収したときは個人情報だと思います。しかしながら、市が売却したものについては、私は個人情報じゃないと思います。その金額さえ教えていただければ、別に売却損は必要ないもんですから、市が売却された金額のみ、じゃあ教えていただけませんか。

建設部長（山本富義君） 売却した金額につきましては、先ほどから申し上げますように、個人情報に当たるということで、この席ではお話しできません。

委員長（川合敏己君） 執行部のほうで今個人情報として当たるということでございますので、一旦この件につきましては、また持ち越しということで。

委員（山口正博君） 先ほど補正も組めなかったと、金額が大きいからということでした。当然3月31日に入金があるわけですので、幾らかのお金は入っているわけですよね。そうすると、かなり大きな損失があったということでしょうか。

建設部長（山本富義君） 今の御質問は、かなり大きな損失。

まず1つは、当初予算でなぜ組まなかったかということですか。

委員（山口正博君） 買ったときの代金と、それから売ったときの代金と一緒にあれば、当然それは精算できますよね。当初予算に組まなかったことではなくて、途中の入金があったわけですので、例えて言うと6月定例会とか9月定例会で補正を組めないほどの差額があったということですかということをお聞きしたんです。

建設部長（山本富義君） 基本的には、委員は十分わかってみえたとおり、補正というものは緊急で、災害復旧のときとか、あるいは国の臨時予算がついたとか、補正がついたとか、そういったときに組まれるものであって、今回のこういったものについて、確かに私どもも補正という手段を考えましたが、最終的にはそういった臨時で、あと土地開発公社のほうともよくよく相談しまして、ことしの4月以降ということで了解をいただいたということで平成25年度に組んだということですので、差額があったからどうかこうとか、そういうことは一切関係ございません。

委員（山口正博君） 土地開発公社のほうで検討されたということは、理事会で検討されて、その議事録は残っていますか。

建設部長（山本富義君） これは理事会に諮っておりませんので、土地開発公社の職員、それからあと副市長でございますが、副市長に対して了解をいただいたということでございます。

委員（伊藤健二君） このお金のやりとりにかかわる話なんですけれども、お聞きしたいのは、可児市とは別法人の土地開発公社ですね。その別法人が、可児市に買い戻してもらうことが前提だからという理由で、1億3,000万円余のお金をかけて買った土地を初めから可児市の名義にしたということですが、こういうことは日常茶飯事でこれまでもやり、今後ともやるということになっているわけですか、どうですか。

そうした場合に、その裏づけをなぜとっていないのかという問題と、その仕組みについてはつくってあるのかということです。つまり、別法人からものをやるのに、別法人の名前じゃなくて、可児市の名前になったということが、どういう帰結を持つか。要するに法律的に見ても、適正な処理としてほかからつつかれることがないかどうかについても、ちょっと検討したものを報告してほしいんですけど。

建設部長（山本富義君） まず、土地開発公社で先行買収をしていただくときには、土地開発公社名義で登記する場合と、それから可児市名義で登記する場合がございます。特に農地を先行取得した場合には、土地開発公社は農地取得ができないということで、これは必然的に可児市名義になります。あと、それ以外のものについても可児市名義、土地開発公社名義、それはどちらでもいいということになっております。

今回、どちらでもいいというものになっておったもの、それが今回のような問題を生じさせたわけですが、これらにつきましては、当然のことながら、今後は土地開発公社と事業課のほうで常に台帳を照らし合わせながら事務処理を進めていくということで、今後はこういうことがないような、常に突合するというように対応していけば、解決できると考えております。

委員（川上文浩君） 今回の土地購入費は、先ほど部長が言ったように、あってはならないミスということで、平成25年度の予算の中に入っていると。これに関しましては、土地開発公社との関係でやらざるを得ないということなんで、予算審議とするとそういうことなんでしょうというふうに思いますが、今、伊藤委員からもあったように、今後のやり方とかその方法についても、もしいろんな方策、対策、それから今後の方針についても疑義があるのであれば、今後は担当の建設市民委員会のほうでよくその辺のところをお話ししていただいてやっていかないと、ここでちょっと予算審議がとまってしまいますので、とにかくこの平成25年度のやりくりというのは、僕もいろいろ聞いて調べましたけど、これは本当に大きなミスですけども、いたし方ないところかなあということなんじゃないかなあというふうには理解しております。今後、これをどう改善するかというところは、所管の委員会ですっきりと議論していただくということで、澤野委員長にお願いしたらどうかなあというふうに思うんですが。

委員長（川合敏己君） 今回うっかりミスといいますか、失念がございましたので、その点についての対策案を講じていくと、議論していただくということで、お願いをいたします。

それでは、この件につきましては、もう質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、29番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 図書館の項目です。図書システム管理の項目で、図書館電算システム使用上の課題は何でしょうか。

として、経費コスト的な課題についてはどうでしょうか。中央図書館改築の際は、現行のこうした本のシステムは継続利用が可能なものなんでしょうか。または、大幅な何らかの変更を必要とする状況なんでしょうか。3つ目は、蔵書量との関係では、現行のシステムのバージョンアップで対応が可能なんでしょうか。

先ほど、ウインドウズのOSのXPから7への移行という話が建設部との関係でありましたけれども、そうしたそもそものシステムのOSに連動したような時期にもかかってきているんで、この辺はどういうことなのか。わかればいいですが、お願いいたします。

図書館長（長瀬治義君） では、お答えいたします。

経費、コスト的な課題というところですけども、図書館システムにつきましては、平成22年の10月に更新しまして、5年の長期継続契約で運用しております。更新前と更新後を比べますと、月額のリース料で約25万円ほど減額となっております。

次の更新を計画しておりますのは、平成27年の10月でございます。この際には、現在もその方式ですけども、5年の長期継続契約ということで、システムの仕様とか機器の借り上げ、あるいは保守も含んで、その5年でその費用をならし、さらに初期の設定費とか移行費、設置料、そういったものも5年、月額でならしまして、平準化した上で月額幾らという契約にしておりますので、経常経費的な意味におきましては、大きな経費の山とか、そういう初期的な投資は今後も必要ないと、そのように思っております。

それから、中央図書館改築の際は本システムは継続利用可能かというお尋ねですが、5年の継続契約という形をとっておりますので、当然その契約期間であれば継続して利用させていただくことになります。

それから、蔵書量との関係、あるいはバージョンアップは可能かという内容です。

図書館の蔵書の書誌データベースを管理する業務用サーバーにおきましては、現在の運用は293ギガバイトという容量であります。これを1冊ごとの書誌データに置きかえますと、一概には言えませんが、100万冊単位、200万冊とか、300万冊とか、そういう単位でございますので、蔵書量との関係につきましては、特に容量については問題ないというところであります。

それから、機能のバージョンアップについては、マイナーなバージョンアップにつきましては、契約範囲内の保守料の中で随時依頼して、特にいろんな管理の帳票関係への対応を行っていただいております。

今後のメジャー的な大きなバージョンアップ、あるいは未使用のオプション的な機能につきましては、やはり更新時に検討することになるかと思っております。以上でございます。委員長（川合敏己君） 続きまして、30番目の質疑に移ります。

委員（山根一男君） では、88ページのほうでお願いします。

下のほうで、夜間照明施設開放事業となっております。これ前年の資料を見ますと、施設管理等委託料で一括されているようでございます。これが夜間照明施設管理委託料と電気保安業務委託料に分かれています。それぞれの内容とか委託先とか、あるいはもう1つ、塩河グラウンド等の夜間照明施設の運用基準ですね、何時につけてどうするかとか、依頼があったときにつけるとか、その辺の基準とかありましたら教えてください。

スポーツ振興課長（西田清美君） それでは、お答えいたします。

委員の御質問にもございましたように、前年度は施設管理等ということで、この2つの業務を一括して掲載しておりましたものを、説明を詳細にいたしました。

業務の内容につきましては、夜間照明施設管理委託については、広見グラウンドと学校運動場5カ所で、作動点検や施設点検等軽微なものを行っております。頻度は週1回実施しております。

電気保安業務委託につきましては、総合グラウンドほか2カ所の運動場、学校運動場5カ所、テニスコート2カ所につきまして、照明施設の基盤の絶縁測定、それから漏電、分電盤の状況確認など、こちらは専門的な点検などで、点検頻度は夜間照明の開始時期と終了後、そして月1回定期点検を行っております。

それから、運用基準につきましては、夜間照明施設は登録団体しか使用できないこととなっております。その際、使用者は利用開始前30分から鍵の貸し出しを行いまして、使用後に鍵と使用日誌を所定の鍵保管施設に返還するということになっておりまして、登録団体にはマニュアルが交付されております。以上です。

委員（山根一男君） では、登録団体が使用するときだけつけるということによろしいです

ね。

スポーツ振興課長（西田清美君）　そういうことでございます。

委員長（川合敏己君）　ほか、ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして31番目の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君）　今の項目と同じことを別の形で聞いただけのこのようです。

学校開故事業の利用調整報奨金96万円、並びに施設管理委託料110万9,000円の対応する相手方の選定方法はということで聞きました。どこにどのような内容で委託をしているのか等について、簡潔に御説明ください。お願いします。

スポーツ振興課長（西田清美君）　学校開放利用調整報奨金につきましては、市内の小・中学校16校を地区別にいたしまして、地区の体育振興会や学校関係者から成る8つの学校開放運営委員会を設けております。この方々が毎月1回、調整会議を開いて、グラウンドの利用の予約等の調整を図っていただいております。これに対しまして、1校につき月5,000円の報奨費を支払っております、年額で5,000円掛ける12カ月、16校ということで96万円となっております。

また、学校開放施設管理委託料につきましては、学校開放施設について、週1回程度、照明の点灯状況や外観及び破損箇所等の軽微な点検を業者に委託しております。

それから、利用の程度と金額につきましてはでございますが、学校開放施設の利用者は、平成23年度では326の登録団体がございまして、年間9,629団体21万5,947人の利用がございします。ちなみに、施設使用料収入が約430万円でございます、対するランニングコストについては、学校施設の光熱水費が、これは校舎、体育館との分離ができておりませんので判明しておりませんが、それ以外でも405万円ほどございます。それから、学校の体育施設の軽微な修繕工事、こうしたものが約400万円ほどございます。以上でございます。

委員長（川合敏己君）　続きまして、32番目の質疑に移ります。

委員（冨田牧子君）　109ページの下水道管理費のところ、新規事業として地方公営企業法適用基本計画をやるということで、平成29年4月を目指すということでしたが、もう少し詳しい内容の説明をお願いします。

委員（小川富貴君）　企業会計にするということについては、以前から提案をしていたところでございます。企業会計にするなら、結局一般会計からの今の繰り入れの金額がやっぱり問題になってきます、当然のように。平成28年度が起債の償還の山を迎えていると思います。それが平成29年度、企業会計導入というのはどうなのかなあというふうに思う中で質問させていただきます。

地方公営企業法適用に向けて、現況クリアしなければならない点を全て上げてください。以上です。

上下水道料金課長（可児芳男君）　それではお答えします。

この計画につきましては、下水道事業につきまして、平成29年度をめどに地方公営企業法

の適用に向けた取り組みをしていくことに当たりまして、スムーズな移行が図れるように準備するための計画を平成25年度に策定しようというものでございます。

法適用するためには、これから申し上げます幾つかの準備する事務がございます。

まず下水道施設の固定資産を調査しなければなりません。これは、作業量としては最も時間を要し、労力も要するものというふうに思っております。これは、本市では下水道事業が昭和62年から始まっておるわけでございますが、以降、施設整備に投下しました資金がどのような状況で存在しておりまして、将来どのような費用が生ずるか明らかにしていくということで実施するというところでございます。

調査に当たりましては、施設管路網等資産の整理、取得価格、取得の時期、耐用年数、減価償却の把握などを行っていくということになります。

このほか、企業会計システムとか固定資産の管理システムの構築、組織、人事、経理、財務等について、庁内の関係課、各部署との調整、それから条例や規定等の新規作成、あるいは改廃等、数多く出てくると思っておりますが、こういった関係。それから、水道の取り扱い、あるいは収納の取り扱い等、金融機関との調整、貸借対照表の作成とか、新予算の調整、打ち切り決算、会計管理者から長への事務引き継ぎ、総務省への報告、税務署への届け出、職員研修等、非常に盛りだくさんな事務があるというふうに認識しております。

計画策定に当たりましては、これらの事務につきまして、さらに具体的な作業を洗い出し、その作業内容を決定していくということでございますが、これにあわせまして、例えば特別会計の中では公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、一般会計の中では個別排水処理施設管理事業なんかも取り上げておりますけれども、こういった事業について、法適用していく事業を全部するのか、どれにするか。

それから、法適用に当たりまして、一部適用と全部適用という言い方をしますが、財務規定の全部、財務規定といいますと、とりあえず今のところ特別会計、一般会計、いわゆる官庁会計で行っておりますが、これらを企業会計にしていく内容になるかと思っております。それか、全部適用といいまして、これに加えて組織とか職員の身分とか、そういったものを加えてやっていく内容にしていくか、そういった内容の意思決定。それから、関係課等、関係部署との協議事項の抽出とその内容の決定、固定資産調査の方針と評価方法の決定、会計システムの導入方針の決定など、意思決定していく内容が幾つかございますけれども、こういった内容を計画の中に盛り込んで、スムーズな進捗を図っていくと、そういった作業手順といいますが、作業内容といいますが、そういったものを固めるといった内容のものでございます。したがって、これらの事務につきまして、平成25年度に計画を立てまして、今のところ平成26年から平成28年の3年間をかけて準備することになりますが、可児市の下水道事業の実態にあわせまして、関係部署と協議しながらその方向性を決定して、準備のほうに万全を期していきたいなあとというふうに考えております。

小川委員のほうの御質問に重複するかと思っておりますけれども、項目のみ再度申し上げますと、固定資産の調査とか、それから企業会計固定資産管理システムの構築、それから庁内関係の

調整、条例の制定・改廃、金融機関との調整等、また特別会計、あるいは一般会計で行っております下水道事業の法適用事業の決定、全部適用か一部適用か、固定資産の調査方法の方針と評価方法の決定とか、会計システムの導入方針の決定など、そういった事項がもろもろありますので、これらを十分検討いたしまして、要件は整えて法適用になるように、そういった準備計画を策定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 行政の作業手順をつらつらと説明していただいたんですけど、要は市民が知りたいところは、今の一般会計、特別会計でやっているわけですが、一般会計からの繰り入れ等々を今の状況にしたところで、企業会計にするのは当然値上げをしなければ通らない水準であるんじゃないかと私は思うんですけど、そこら辺の見解は、部長、いかがですか。

水道部長（篠田幸治君） いずれにしても、値上げがどうのこうのということではなくて、平成23年の9月の一般質問のほうで私も答弁させていただきましたが、料金水準については、平成29年度あたりに検討してまいりたいというような答弁もさせていただきました。その中で、下水道事業の内容も、僕は期間が短かったわけですが、見させていただいた中で、やはり経営基盤の強化とか経営改善、そういったものを行っていくに当たっては、やっぱり法適用を行って、企業会計を導入するのが一丁目一番地ではないかというふうに思っておりますので、今回、地方公営企業法適用基本計画を策定させていただいて、平成29年の4月導入を目指すということでございますので、エールを送っていただきたいというふうに思っております。

委員長（川合敏己君） ほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら次、33番目の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じく109ページの下水道施設費です、今度は。

長寿命化基本計画策定委託金800万円が上げられています、この事業における長寿命化とは、具体的に何をどうすることを上げられているのでしょうか。あわせて、管渠実施設計とは、今地震のレベル1に相当するものがおおよそ40%というふうにお聞きしているわけですが、その改良に関してのものでしょうか。

そして、次です。農業集落排水事業の公共下水道接続時に水洗化の率は、どの程度解決されるのでしょうか、お尋ねします。

下水道課長（村瀬良造君） では、お答えさせていただきます。

まず長寿命化基本計画ということなんですが、これまでの下水道の維持管理といたしましては、対応発生型といたしまして、事故や故障等のふぐあいが起こって初めて補修等の対応をとるというようなものでございました。こうした事故や故障というのは、関東でありましたトンネルの天板の崩落のようなことを想定いたしますと、時には社会的にも経済的にも著しい被害をもたらすことがあるということで、最近ではこうした事態に至る前に施設を適正に維持管理していくことで、事故や故障を未然に防止するというような予防保全型の維持管理と

いうものの導入が強く訴えられているところであります。

この予防保全型の維持管理を取り入れていくことによりまして、施設を適正に管理し、そのことによりまして費用の平準化と施設の寿命を延ばすということで、ライフサイクルのコストを抑え、あわせて重大事故を未然に防ぐということが可能になっていきます。

そこで、何をするかということなのですが、まず第1にしなければならないことは、施設の状況を把握するための調査を行いまして、これはどういうことかといいますと、緊急性とか重要性とか、事故が起こったときに外部に対する影響度等をひっくるめまして、調査を行いまして、その上で広報や優先度、施工時期の検討を行って、費用の平準化を含めた維持管理の最適化を計画に反映させて、適正に事業を実施していくというものでございます。

今回の基本計画の策定の業務委託なのですが、具体的には既存の下水道台帳等を利用しながら、可児市の下水道施設につきましては管路延長でいきますと、御存じのとおり615キロメートル、マンホールポンプ107基、そしてマンホールに至りましては1万9,000基以上のものが現在可児市にございます。それに含めまして汚水処理場4基というのがございますが、こういったものにつきまして、優先度を判断して、その結果に基づいて、今後のさらに詳しい調査計画の概略案を策定し、そして長寿命化の事業を進めていく方法について、そこまで検討をする予定でございます。

あわせまして、調査結果の整理方法や施工利益の保存とか、そういった今後の活用方法についても、そのときに同時に検討をしていくつもりでございます。

そして、2つ目の管渠実施設計につきましては、直接地震対応ということではなしに、今の農業集落排水を、公共下水道へ接続するための管路、これが約400メートルほど下水道管を布設せんなんなのですが、それに対する設計業務委託ということになります。

耐震ということに関してといいますと、この管路につきましては、当然レベル1の地震に対応した計画となってきます。

最後の農業集落排水を公共下水道に接続することということなのですが、農業集落排水を公共下水道に接続することで、新たに区域外から接続する可能性は高まります。ただ、未接続者に対して水洗化を推進するということにつきましては、今後の啓発によっていくものだというふうに考えております。以上です。

委員（小川富貴君） 長寿命化基本計画について、今お聞きしたおおよそ何か公営企業法適用に向けて調査する内容とかぶっているというふうに思いました。そもそも下水道事業は、長寿命化事業であるというふうな説明ですよね。耐用年数が50年だったら40年の起債で、借換債をやればもっと長いような起債が起きているわけですから、そこでまた長寿命化というのは、どうも言葉がダブリングしているような気はするわけですが、こういったことが昭和62年からといっても、やり出した本格的な公共下水道に関してはまだ20年ぐらいのところ、具体的に管渠等々の長寿命化というのは、どういうことになるわけでしょうか。

下水道課長（村瀬良造君） 管渠に特定してお話をさせていただきますが、通常ですと一般的に言いまして、下水道管といいますのは30年たちますと急激に事故率が上がるという全国

的なデータが残っております。そういったことも含めまして、一旦地中に埋まったものですので、下水道管が崩壊して道路が陥没とか、そういった事態が起こりますと、復旧工事にも相当かかりますし、手間も時間もお金もかかります。そしてまた、その間に下水道が使えなくなるということで、利用者に対しても多大な影響を与えるというようなことがございますので、下水道管の長寿命化に関して言いましたら、調査をして老朽度を判定して、それが壊れる前に、今、掘らなくても管の中から補修するという工法がございますので、そういう工法を採択することによって、さらに下水道管自体の寿命を延ばす。そして、事故を未然に防いで社会的な影響、経済的な影響を極力低下させるというようなものでございます。

委員（小川富貴君） 簡単なことですが、例えば管渠でいったら、30年をめぐりにシリコンみたいな内膜ですが、そういうものをやっていくというようなことですね。いわゆる30年めどで、そういったものをやっていくことが長寿命化というものに当てはまるという解釈でよろしいですか。

下水道課長（村瀬良造君） 30年と言いましたが、30年たつと事故率が大きくなっていくということですので、まず長寿命化対策をとるためには、今ある管がどういう状況なのか、まだしばらく大丈夫なのか、これは緊急で整備をしなければならないのか、そういったことを把握する必要がありますので、今考えておりますのは、30年を経過するぐらいの管を調査して、緊急性を判断して、その上で順次工事を行っていくというふうに理解していただければよろしいかと思っております。

委員（小川富貴君） 長寿命化というのも一つの政策だと思います。あるいは、調査によって布設がえが必要なのか、またここをなくしてしまうというのが必要なのか。要するに、幾つかの政策の選択肢があるときに、調査して、長寿命化を進めます前に、やはり政策を検討するということが、段取りとして、議会も含めて必要となりますけど、そういった配慮みたいなものは、計画的にお持ちでしょうか。

水道部長（篠田幸治君） 私が長寿命化基本計画というふうに考えておりますのは、下水道課長が申し上げたと思いますが、管路施設であれば、やっぱり管路の調査と、その診断、それから対策、そういったものをどうしていくのかということをもとめていくというものでありますので、それがまとまった段階で、地方公営企業法などで建設改良だとか、そういったようなところで、どういう形で実際に事業を進めていくか、そういったものはまたその後をしっかり検討して、示していくことになるだろうというふうに思っております。

委員長（川合敏己君） ほか、ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、34番目の質疑になります。

委員（伊藤健二君） 同じ場所ですが、1の2の1下水道施設費、長寿命化基本計画を策定しようとしていますが、これを策定しないときとの期間の落差はどれほどでしょうか。計画内容の説明をということです。

もう一つは、コンサルタントに委託しなければ基本計画はできないものでしょうか。管理

費目の下水道台帳作成と説明の中にありますが、この下水道台帳は、供用開始の16年前からつくられてきたわけではないのでしょうか、御説明をお願いします。

下水道課長（村瀬良造君） お答えします。

まず、長寿命化基本計画を策定しないときとの落差はどれほどかという御質問なんですが、長寿命化基本計画と申しますのは、先ほど小川委員の御質問に対してお答えしたような内容でございます。策定しない場合の落差ということなんですが、これ金額的なものというのは、私どもまだ把握していないんですが、可児市の下水道の現状を考えると、可児市の下水道は、先ほど申しましたように管路で例えますと615キロメートルございます。そのうちの110キロメートルは昭和50年代の団地造成でつくられたものがございます。昭和50年代の短い期間に、約110キロメートル整備されております。それと、あと可児市が行ったものにつきましては、平成4年から平成13年までの10年間に330キロメートルを超える下水道管が整備されております。実に半分以上の下水道管が、この10年間に整備されておるわけなんです。今までどおり発生対応型の維持管理というものを続けていきますと、今後またその補修とか、そういった期間が集中し、補修費がその期間に集中するという事態が想定されるというふうに考えております。

そういった意味で、先ほど御質問のときにもお答えさせていただいたんですが、費用の平準化というものは今後必ず必要になってくるものではないかというふうに考えております。こういった平準化を考えていく上でも、長寿命化基本計画を進めることが必須でありまして、長寿命化基本計画を進めていく上での基本的な方針をまず定めるということが重要ではないかというふうに考えております。

続きまして、コンサルタントに委託せねばならないかということについての御質問なんですが、これにつきましては、今後の下水道の維持管理の根幹になるものだというふうに考えております。当然、豊富な経験と専門知識が必要となるために、コンサルタントに委託することが必要ではないかというふうに考えております。

続きまして、下水道台帳のことなんですが、これにつきましては、今回上げさせていただいておりますのは、毎年下水道施設については更新していきますので、台帳更新に係る費用だというふうに考えていただければよろしいかと思います。以上です。

委員（伊藤健二君） そうすると、台帳は常に更新ということで、もとのベースになっておるところはさして変わりはないということによろしいんですね。

その上で再質問したいのは、機械設備等で、いわゆる長寿命化で費用の平準化を図るために、危険なリスク部分をばらして経年化させようというところなんだろうと思いますが、もともとの下水道の管路、管渠等は、均質ではないというのは一般的にわかるんだけど、設備の耐久性とか等々に、相当むらがあるんですか。むらというか、機械そのものによって。例えばポンプ関係だと比較的機械物で短いとか、マンホール自体は一定の年限、30年程度は標準的にはもつ設計でつくったはずであるとか、その辺の違いがどういうふうにあるのか、ちょっと簡単で結構ですが、御説明いただきたいんですが。

下水道課長（村瀬良造君） 実際にマンホールとか管渠について、あるいはその他の施設につきましては、耐用年数がございます。ちょっと年限ははっきり覚えていないですが、それぞれに耐用年数というのは定められております。

そして、あと長寿命化で必要になってきますのは、例えばマンホールのふたなんかですと、比較的早く傷むということで、国の長寿命化事業の補助制度があるわけなんですけど、こういったものでも比較的、例えば15年経過したマンホールのふたは対象になりますよとか、いろいろあるわけなんですけど、ただ今回、長寿命化基本計画を立てる上で重要なのは、ある意味リスク評価だというふうに考えております。マンホールはマンホールで傷んでいる、管は管で傷んでいるんだけど、じゃあ何をまずどの箇所から優先してやっていくかというリスク評価というものが非常に大事になってくると思ひまして、今回長寿命化の基本計画の策定に当たりましては、そのリスク評価も含めて検討していきたいというふうに考えております。

委員（伊藤健二君） 説明でわかりました。

最後に、診断をし、対策を立てて、長寿命化へ具体的に着手していく段階で、実施計画を年々、毎年度基本計画に基づいて、今後は一定の期間繰り返しながら積み上げていくということですね。そういう実施計画案を年度ごとにつくっていくという考え方で理解してもよろしいですか。

下水道課長（村瀬良造君） 先ほど申しましたように、今の長寿命化基本計画といひますのは国の補助制度がございますので、できればそれに乗せてやっていきたいというふうに考えております。国の補助制度としての長寿命化計画といひますのは、大体5年を一つのスパンとしまして、5年の間に何をやるかという計画を定めて、それを進めていくというものになっておりますので、そのやる内容を5年ごとに多分見直しをしてかかっていくことになるんじゃないかというふうに想像しております。

委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ここでちょっと皆さんにお諮りしたいんですが、あと残り2問でございます。今12時でございます。もしその後、本日飛び入りの質疑がなければ、このままやり切りたいと思ひんですが、よろしいですか。本日飛び入りの質問がたくさんあるようだと、また午後後に時間を延ばしたいと思ひんですが、特にない。やり切ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、あと残り2問、35番目の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 雨水対策事業についてお尋ねいたします。

これ予算説明のときに伊藤健二委員のほうからも質疑が出て、多少かぶる部分もあるんですけども、確認の意味を込めて、改めてお尋ねいたします。

土田今渡雨水支線整備工事費について、時間雨量にして何ミリまで耐える設計になっているか。また、この規格にした理由もあわせてお示してください。

土木課長（丹羽克爾君） こちらですが、可児市流域関連公共下水道全体計画に基づきまし

て、降雨確率年を5年で、この地域の降雨特性により決定されました降雨強度式により算出いたします。

降雨強度は、豪雨が継続する時間により算出されますので、雨が降り、水路に到達するまでの時間、これを到達時間と申しておりますが、これによりまして降雨強度が変わってまいります。降雨強度式に基づきまして、当該地区の路線の時間雨量を出しますと、最上流部でございますと約145ミリ、これは1時間当たりでございます。一番最下流部ですと118ミリ程度でございます。これで算出したしました降雨強度で、流域の面積ですとか、流出係数を掛けまして、余裕率を勘案いたしまして、必要な断面を決定いたしております。

委員長（川合敏己君） 36番目の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料3の117と書いてあるんですけど、116ページの間違いです。済みません。都市整備課でお願いします。

可児駅東土地区画整理事業特別会計区画整理事業でございますが、電柱移転等補償費について、補償費が発生しないような手段はないか、お尋ねします。以上です。

都市整備課長（奥村建示君） お答えします。

土地区画整理事業は、従来土地の区画形質の変更、公共施設の整備を行い、土地利用の促進を図ることを目的として行うもので、既存の電柱を移設しないで事業を推進することは困難です。したがって、電柱移転に必要な費用を土地区画整理事業者として支払うもので、補償費が発生しないような手段はないものと考えております。

委員長（川合敏己君） それでは、そのほかの質疑、ございませんでしょうか。

委員（伊藤健二君） 建設部にちょっとお尋ねします。

先ほど土地台帳のところ前後で説明がありましたけど、パソコンのOSが、XPが2014年で一応保証が終わるとするのは御承知のところですが、可児市の今後にとって、いわゆるパソコン、電算システムの利用している部分が相当多うございますけれども、大規模なそういう基本システムの変更に伴って、今後発生するであろう大規模なシステム上の課題というのは何かありますか。この間説明のあった部分は除きまして、あと説明になっていない、そういうシステム変更等による懸念材料があるなら、ちょっと。逆に言うと、さっき買い取りでやった部分については、ごそっと変えなきゃいけないという話だったけど、ほとんどがみんなリースなり、レンタルで対処しているわけでしょうか。その面からの説明でもいいですけど。

委員長（川合敏己君） 執行部のほうで、ちょっと答弁が難しいようでございます。

今、伊藤健二委員のほうから、質問取り消しの依頼がありましたので、これにて質疑を終了いたします。

本日の当委員会の会議日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回3月15日午前9時より予算決算委員会、教育福祉所管分を行います。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後0時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月14日

可児市予算決算委員会委員長